第２節　特定共同住宅等の構成（省令・告示集）

特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成17年３月25日総務省令第40号）

（最終改正　平成30年６月１日総務省令第34号）

（趣旨）

第１条　この省令は、消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）第29条の４第１項の規定に基づき、特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等（令第29条の４第１に規定するものをいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語の意義）

第２条　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　**特定共同住宅等**　令別表第１(5)項ロに掲げる防火対象物及び同表(16)項イに掲げる防火対象物（同表(5)項イ及びロ並びに(6)項ロ及びハに掲げる防火対象物（同表(6)項ロ及びハに掲げる防火対象物にあっては、有料老人ホーム、福祉ホーム、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第５条の２第６項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第５条第17項に規定する共同生活援助を行う施設に限る。以下同じ。）の用途以外の用途に供される部分が存せず、かつ、同表(5)項イ並びに(6)項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途に供する各独立部分（構造上区分された数個の部分の各部分で独立して当該用途に供されることができるものをいう。以下同じ。）の床面積がいずれも100平方メートル以下であって、同表(5)項ロに掲げる防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が、当該防火対象物の延べ面積の２分の１以上のものに限る。）であって、火災の発生又は延焼のおそれが少ないものとして、その位置、構造及び設備について消防庁長官が定める基準に適合するものをいう。

一の二　**住戸利用施設**　特定共同住宅等の部分であって、令別表第１(5)項イ並びに(6)項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途に供されるものをいう。

一の三　**特定住戸利用施設**　住戸利用施設のうち、次に掲げる部分で、消防法施行規則（昭和36年自治省令第６号。以下「規則」という。）第12条の２第１項又は第３項に規定する構造を有するもの以外のものをいう。

イ　令別表第１(6)項ロ(1)に掲げる防火対象物の用途に供される部分

ロ　令別表第１(6)項ロ(5)に掲げる防火対象物の用途に供される部分（規則第12条の３に規定する者を主として入所させるもの以外のものにあっては、床面積が275平方メートル以上のものに限る。）

二　住戸等　特定共同住宅等の住戸（下宿の宿泊室、寄宿舎の寝室及び各独立部分で令別表第１(5)イ並びに(6)項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途に供されるものを含む。以下同じ。）、共用室、管理人室、倉庫、機械室、電気室その他これらに類する室をいう。
（例：ポンプ室（給水ポンプ室及び消火ポンプ室を除く。）、トランクルーム（共用部分に設ける４㎡未満のものを除く。）、タイヤラックを設けた駐車場等）

三　共用室　特定共同住宅等において、居住者が集会、談話等の用に供する室をいう。
（例：厨房室、キッズルーム、来客用宿泊室、カラオケルーム、シアタールーム、サウナ室、トレーニング室、プール、浴室（その他の公衆浴場）、壁、床、天井で区画された室内にソファ等を置いて居住者の談話スペースとして使用するエントランスホール等）

四　共用部分　特定共同住宅等の廊下、階段、エレベーターホール、エントランスホール、駐車場その他これらに類する特定共同住宅等の部分であって、住戸等以外の部分をいう。
（例：自転車置場、給水ポンプ室、消火ポンプ室、受水槽室、ペット足洗い場）

五　階段室等　避難階又は地上に通ずる直通階段の階段室（当該階段が壁、床又は防火設備（建築基準法　（昭和25年法律第201号）第２条第９号の２ロに規定するものをいう。）等で区画されていない場合にあっては当該階段）をいう。

六　開放型廊下　直接外気に開放され、かつ、特定共同住宅等における火災時に生ずる煙を有効に排出することができる廊下をいう。

七　開放型階段　直接外気に開放され、かつ、特定共同住宅等における火災時に生ずる煙を有効に排出することができる階段をいう。

八　二方向避難型特定共同住宅等　特定共同住宅等における火災時に、すべての住戸、共用室及び管理人室から、少なくとも１以上の避難経路を利用して安全に避難できるようにするため、避難階又は地上に通ずる２以上の異なった避難経路を確保している特定共同住宅等として消防庁長官が定める構造を有するものをいう。

九　開放型特定共同住宅等　すべての住戸、共用室及び管理人室について、その主たる出入口が開放型廊下又は開放型階段に面していることにより、特定共同住宅等における火災時に生ずる煙を有効に排出することができる特定共同住宅等として消防庁長官が定める構造を有するものをいう。

十　**二方向避難・開放型特定共同住宅等**　特定共同住宅等における火災時に、すべての住戸、共用室及び管理人室から、少なくとも１以上の避難経路を利用して安全に避難できるようにするため、避難階又は地上に通ずる２以上の異なった避難経路を確保し、かつ、その主たる出入口が開放型廊下又は開放型階段に面していることにより、特定共同住宅等における火災時に生ずる煙を有効に排出することができる特定共同住宅等として消防庁長官が定める構造を有するものをいう。

十一　**その他の特定共同住宅等**　前８号から10号までに掲げるもの以外の特定共同住宅等をいう。

十二　**住宅用消火器**　消火器の技術上の規格を定める省令(昭和39年自治省令第27号)第１条の２第２号に規定するものをいう。

十三　**共同住宅用スプリンクラー設備**　特定共同住宅等における火災時に火災の拡大を初期に抑制するための設備であって、スプリンクラーヘッド(閉鎖型スプリンクラーヘッドの技術上の規格を定める省令(昭和40年自治省令第２号)第２条第１号の２に規定する小区画型ヘッドをいう。以下同じ。)、制御弁、自動警報装置、加圧送水装置、送水口等で構成され、かつ、住戸、共用室又は管理人室ごとに自動警報装置の発信部が設けられているものをいう。

十四　**共同住宅用自動火災報知設備**　特定共同住宅等における火災時に火災の拡大を初期に抑制し、かつ、安全に避難することを支援するために、特定共同住宅等における火災の発生を感知し、及び当該特定共同住宅等に火災の発生を報知する設備であって、受信機(受信機に係る技術上の規格を定める省令(昭和56年自治省令第19号)第２条第７号に規定するものをいう。以下同じ。)、感知器(火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令(昭和56年自治省令第17号。以下「感知器等規格省令」という。)第２条第１号に規定するものをいう。以下同じ。)、戸外表示器(住戸等の外部において、受信機から火災が発生した旨の信号を受信し、火災の発生を報知するものをいう。以下同じ。)等で構成され、かつ、自動試験機能(中継器に係る技術上の規格を定める省令(昭和56年自治省令第18号。以下「中継器規格省令」という。)第２条第12号に規定するものをいう。)又は遠隔試験機能(中継器規格省令第２条第13号に規定するものをいう。以下同じ。)を有することにより、住戸の自動試験機能等対応型感知器(感知器等規格省令第２条第19号の３に規定するものをいう。以下同じ。)の機能の異常が当該住戸の外部から容易に確認できるものをいう。

十五　**住戸用自動火災報知設備**　特定共同住宅等における火災時に火災の拡大を初期に抑制し、かつ、安全に避難することを支援するために、住戸等における火災の発生を感知し、

及び当該住戸等に火災の発生を報知する設備であって、受信機、感知器、戸外表示器等で構成され、かつ、遠隔試験機能を有することにより、住戸の自動試験機能等対応型感知器の機能の異常が当該住戸の外部から容易に確認できるものをいう。

十六　共同住宅用非常警報設備　特定共同住宅等における火災時に安全に避難することを支援するための設備であって、起動装置、音響装置、操作部等で構成されるものをいう。

十七　共同住宅用連結送水管　特定共同住宅等における消防隊による活動を支援するための設備であって、放水口、配管、送水口等で構成されるものをいう。

十八　共同住宅用非常コンセント設備　特定共同住宅等における消防隊による活動を支援するための設備であって、非常コンセント、配線等で構成されるものをいう。

（必要とされる初期拡大抑制性能を有する消防の用に供する設備等に関する基準）

第３条　特定共同住宅等（住戸利用施設を除く。）において、火災の拡大を初期に抑制する性能(以下「初期拡大抑制性能」という。)を主として有する通常用いられる消防用設備等に代えて用いることができる必要とされる初期拡大抑制性能を主として有する消防の用に供する設備等は、次の表の左欄に掲げる特定共同住宅等の種類及び同表中欄に掲げる通常用いられる消防用設備等の区分に応じ、同表右欄に掲げる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等とする。

特定共同住宅等の種類		通常用いられる消防用設備等	必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等
構造類型	階数		
二方向避難型特定共同住宅等	地階を除く階数が５以下のもの	消火器具 屋内消火栓設備（第３項第２号イ（ロ）及び（ハ）に掲げる階及び部分に設置するものに限る。） スプリンクラー設備 自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備	住宅用消火器及び消火器具 共同住宅用スプリンクラー設備 共同住宅用自動火災報知設備又は住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備
	地階を除く階数が10以下のもの	消火器具 屋内消火栓設備（第３項第２号イ（ロ）及び（ハ）に掲げる階及び部分に設置するものに限る。） スプリンクラー設備 自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備	住宅用消火器及び消火器具 共同住宅用スプリンクラー設備 共同住宅用自動火災報知設備

	地階を除く階数が11以上のもの	消火器具 屋内消火栓設備（第３項第２号イに掲げる階及び部分に設置するものに限る。） スプリンクラー設備 自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備	住宅用消火器及び消火器具 共同住宅用スプリンクラー設備 共同住宅用自動火災報知設備
開放型特定共同住宅等	地階を除く階数が５以下のもの	消火器具 屋内消火栓設備 スプリンクラー設備 自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備	住宅用消火器及び消火器具 共同住宅用スプリンクラー設備 共同住宅用自動火災報知設備又は住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備
	地階を除く階数が６以上のもの	消火器具 屋内消火栓設備 スプリンクラー設備 自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備	住宅用消火器及び消火器具 共同住宅用スプリンクラー設備 共同住宅用自動火災報知設備
二方向避難・開放型特定共同住宅等	地階を除く階数が10以下のもの	消火器具 屋内消火栓設備 スプリンクラー設備 自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備	住宅用消火器及び消火器具 共同住宅用スプリンクラー設備 共同住宅用自動火災報知設備又は住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備
	地階を除く階数が11以上のもの	消火器具 屋内消火栓設備 スプリンクラー設備 自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備	住宅用消火器及び消火器具 共同住宅用スプリンクラー設備 共同住宅用自動火災報知設備
その他の特定共同住宅等	地階を除く階数が10以下のもの	消火器具 屋内消火栓設備（第３項第２号イ（ロ）及び（ハ）に掲げる階及び部分に設置するものに限る。） スプリンクラー設備 自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備	住宅用消火器及び消火器具 共同住宅用スプリンクラー設備 共同住宅用自動火災報知設備

	地階を除く階数が11以上のもの	消火器具 屋内消火栓設備（第３項第２号イに掲げる階及び部分に設置するものに限る。） スプリンクラー設備 自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備	住宅用消火器及び消火器具 共同住宅用スプリンクラー設備 共同住宅用自動火災報知設備

２　住戸利用施設において、初期拡大抑制性能を主として有する通常用いられる消防用設備等に代えて用いることができる必要とされる初期拡大抑制性能を主として有する消防の用に供する設備等は、次の表の左欄に掲げる特定共同住宅等の種類及び同表中欄に掲げる通常用いられる消防用設備等の区分に応じ、同表右欄に掲げる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等とする。

特定共同住宅等の種類		通常用いられる消防用設備等	必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等
構造類型	階数		
二方向避難型特定共同住宅等	地階を除く階数が５以下のもの	屋内消火栓設備（次項第２号イに掲げる階及び部分に設置するものに限る。以下同じ。） スプリンクラー設備 自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備	共同住宅用スプリンクラー設備 共同住宅用自動火災報知設備又は住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備
	地階を除く階数が10以下のもの	屋内消火栓設備 スプリンクラー設備 自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備	共同住宅用スプリンクラー設備 共同住宅用自動火災報知設備
	地階を除く階数が11以上のもの	屋内消火栓設備 スプリンクラー設備 自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備	共同住宅用スプリンクラー設備 共同住宅用自動火災報知設備
開放型特定共同住宅等	地階を除く階数が５以下のもの	屋内消火栓設備 スプリンクラー設備 自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備	共同住宅用スプリンクラー設備 共同住宅用自動火災報知設備又は住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備
	地階を除く階数が10以下のもの	屋内消火栓設備 スプリンクラー設備 自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備	共同住宅用スプリンクラー設備 共同住宅用自動火災報知設備
	地階を除く階数が	屋内消火栓設備	共同住宅用スプリンクラー

	11以上のもの	スプリンクラー設備 自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備	設備 共同住宅用自動火災報知設備
二方向避難・開放型特定共同住宅等	地階を除く階数が10以下のもの	屋内消火栓設備 スプリンクラー設備 自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備	共同住宅用スプリンクラー設備 共同住宅用自動火災報知設備又は住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備
	地階を除く階数が11以上のもの	屋内消火栓設備 スプリンクラー設備 自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備	共同住宅用スプリンクラー設備 共同住宅用自動火災報知設備
その他の特定共同住宅等	地階を除く階数が10以下のもの	屋内消火栓設備 スプリンクラー設備 自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備	共同住宅用スプリンクラー設備 共同住宅用自動火災報知設備
	地階を除く階数が11以上のもの	屋内消火栓設備 スプリンクラー設備 自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備	共同住宅用スプリンクラー設備 共同住宅用自動火災報知設備

3　前２項に規定するもののほか、特定共同住宅等における必要とされる初期拡大抑制性能を主として有する消防の用に供する設備等の設置及び維持に関する技術上の基準は、次のとおりとする。

一　住宅用消火器及び消火器具(令第10条第1項に定める消火器具のうち、住宅用消火器を除く。)は、次のイ及びロに定めるところによること。

イ　住宅用消火器は、住戸、共用室又は管理人室ごとに設置すること。

ロ　消火器具は、共用部分及び倉庫、機械室等(以下この号において「共用部分等」という。)に、各階ごとに当該共用部分等の各部分から、それぞれ１の消火器具に至る歩行距離が20メートル以下となるように、令第10条第２項並びに規則第６条から第９条まで(第６条第６項を除く。)及び第11条に定める技術上の基準の例により設置すること。ただし、特定共同住宅等の廊下、階段室等のうち、住宅用消火器が設置された住戸、共用室又は管理人室に面する部分にあっては、消火器具を設置しないことができる。

二　共同住宅用スプリンクラー設備は、次のイからチまでに定めるところによること。

イ　次の(イ)から(ハ)までに掲げる階又は部分に設置すること。

(イ)　特定共同住宅等の11階以上の階及び特定住戸利用施設（10階以下の階に存するものに限る。）

(ロ)　特定共同住宅等で、住戸利用施設の床面積の合計が3,000平方メートル以上のもの

の階のうち、当該部分が存する階（(ｲ)に掲げる階及び部分を除く。）

(ﾊ)　特定共同住宅等で、住戸利用施設の床面積の合計が3,000平方メートル未満のものの階のうち、当該部分が存する階で、当該部分の床面積が、地階又は無窓階にあっては1,000平方メートル以上、４階以上10階以下の階にあっては1,500平方メートル以上のもの（(ｲ)に掲げる階及び部分を除く。）

【（例図）住戸利用施設の合計が3,000㎡以上となる場合(ﾛ)】

※10階建て以下

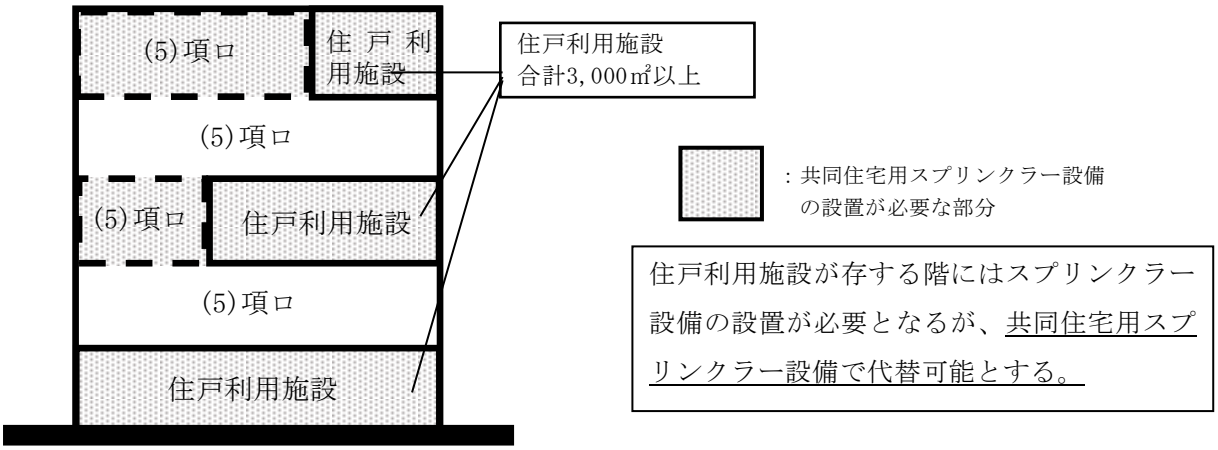

【（例図）住戸利用施設が1,000㎡以上存する地階・無窓階及び住戸利用施設が1,500㎡以上存する4階以上の階を有する階(ﾊ)】　※10階建て以下

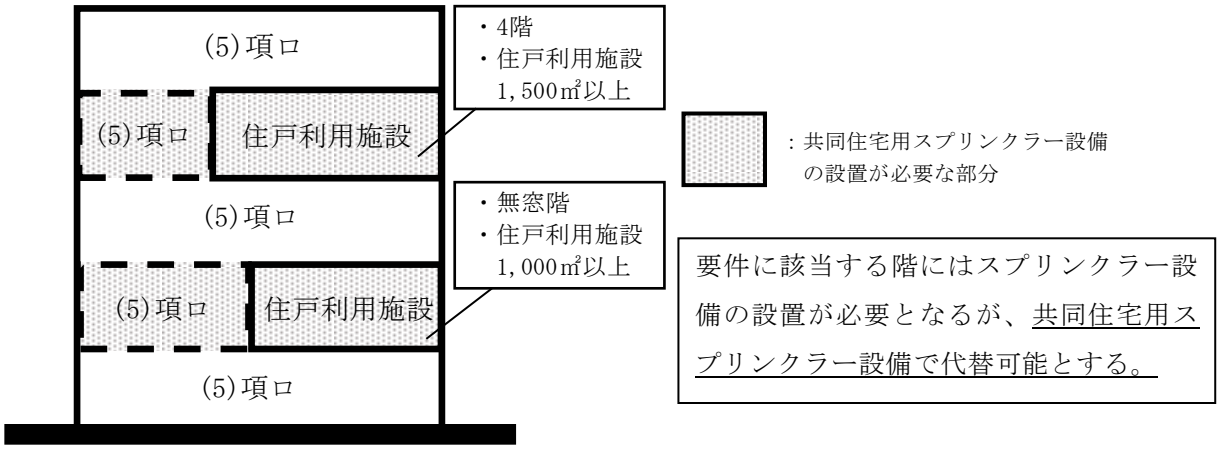

※　開放型特定共同住宅等（14階以下の部分に限る。）及び二方向避難・開放型特定共同住宅等にあっては、住戸内の内装仕上げを準不燃材料とする等の措置を講じた場合、従来どおり、共同住宅用スプリンクラー設備の免除が可能（特定住戸利用施設を除く。）。

ロ　スプリンクラーヘッドは、住戸、共用室及び管理人室の居室（建築基準法第２条第４号に規定するものをいう。以下同じ。）及び収納室（室の面積が４平方メートル以上のものをいう。以下同じ。）の天井の室内に面する部分に設けること。

ハ　スプリンクラーヘッドは、規則第13条の２第４項第１号（イただし書、ホ及びトを除く。）及び第14条第１項第７号の規定の例により設けること。

ニ　水源の水量は、４立方メートル以上となるように設けること。

ホ　共同住宅用スプリンクラー設備は、４個のスプリンクラーヘッドを同時に使用した場合に、それぞれの先端において、放水圧力が0.1メガパスカル以上で、かつ、放水量が50リットル毎分以上で放水することができる性能のものとすること。

ヘ　非常電源は、規則第14条第１項第６号の２の規定の例により設けること。

ト　送水口は、規則第14条第１項第６号の規定の例によるほか、消防ポンプ自動車が容易に接近することができる位置に単口形又は双口形の送水口を設けること。

チ　イからトまでに規定するもののほか、共同住宅用スプリンクラー設備は、消防庁長官が定める設置及び維持に関する技術上の基準に適合するものであること。

三　共同住宅用自動火災報知設備は、次のイからトまでに定めるところによること。

イ　共同住宅用自動火災報知設備の警戒区域(火災が発生した区域を他の区域と区別して識別することができる最小単位の区域をいう。以下この号において同じ。)は、防火対象物の二以上の階にわたらないものとすること。ただし、当該警戒区域が２以上の階にわたったとしても防火安全上支障がないものとして消防庁長官が定める設置及び維持に関する技術上の基準に適合する場合は、この限りでない。

ロ　一の警戒区域の面積は、1,500平方メートル以下とし、その１辺の長さは、50メートル以下とすること。ただし、住戸、共用室及び管理人室について、その主たる出入口が階段室等以外の廊下等の通路に面する特定共同住宅等に共同住宅用自動火災報知設備を設置する場合に限り、一の警戒区域の１辺の長さを100メートル以下とすることができる。

ハ　共同住宅用自動火災報知設備の感知器は、規則第23条第４項各号(第１号ハ、第７号ヘ及び第７号の５を除く。)及び同条第７項並びに第24条の２第２号及び第５号の規定の例により設けること。

ニ　共同住宅用自動火災報知設備の感知器は、次の(イ)から(ハ)までに掲げる部分の天井又は壁((イ)の部分の壁に限る。)の屋内に面する部分(天井のない場合にあっては、屋根又は壁の屋内に面する部分)に、有効に火災の発生を感知することができるように設けること。

(イ)　住戸、共用室及び管理人室の居室及び収納室

(ロ)　倉庫(室の面積が４平方メートル以上のものをいう。以下同じ。)、機械室その他これらに類する室

(ハ)　直接外気に開放されていない共用部分

ホ　非常電源は、規則第24条第４号の規定の例により設けること。

ヘ　住戸利用施設（令別表第１(6)項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途に供される部分に限る。以下この項において同じ。）に設ける共同住宅用自動火災報知設備にあっては、住戸利用施設で発生した火災を、当該住戸利用施設の関係者（所有者又は管理者をいう。）又は当該関係者に雇用されている者（当該住戸利用施設で勤務している者に限る。）（以下「関係者等」という。）に、自動的に、かつ、有効に報知できる装置を設けること。

ト　イからヘまでに規定するもののほか、共同住宅用自動火災報知設備は、消防庁長官が

定める設置及び維持に関する技術上の基準に適合するものであること。

四　住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備は、次のイからへまでに定めるところによること。

イ　住戸用自動火災報知設備は、住戸等及び共用部分に設置すること。

ロ　住戸用自動火災報知設備の警戒区域は、前号イ及びロの規定の例によること。

ハ　住戸用自動火災報知設備の感知器は、前号ハ及びニの規定の例によること。

ニ　住戸利用施設に設ける住戸用自動火災報知設備にあっては、住戸利用施設で発生した火災を、当該住戸利用施設の関係者等に、自動的に、かつ、有効に報知できる装置を設けること。

ホ　共同住宅用非常警報設備は、直接外気に開放されていない共用部分以外の共用部分に設置することができること。

ヘ　イからホまでに規定するもののほか、住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備は、消防庁長官が定める設置及び維持に関する技術上の基準に適合するものであること。

4　次の各号に掲げるときに限り、当該各号に掲げる特定共同住宅等における必要とされる初期拡大抑制性能を主として有する消防の用に供する設備等を設置しないことができる。

一　次のいずれかに該当するとき　共同住宅用スプリンクラー設備

イ　二方向避難・開放型特定共同住宅等(前項第２号イに掲げる部分に限り、特定住戸利用施設を除く。)又は開放型特定共同住宅等(前項第２号イに掲げる部分のうち14階以下のものに限り、特定住戸利用施設を除く。)において、住戸、共用室及び管理人室の壁及び天井(天井がない場合にあっては、上階の床又は屋根)の室内に面する部分(回り縁、窓台等を除く。)の仕上げを準不燃材料とし、かつ、共用室と共用室以外の特定共同住宅等の部分(開放型廊下又は開放型階段に面する部分を除く。)を区画する壁に設けられる開口部(規則第13条第２項第１号ロの基準に適合するものに限る。)に、特定防火設備である防火戸(規則第13条第２項第１号ハの基準に適合するものに限る。)が設けられているとき。

ロ　10階以下の階に存する特定住戸利用施設を令第12条第１項第１号に掲げる防火対象物とみなして同条第２項第３号の２の規定を適用した場合に設置することができる同号に規定する特定施設水道連結型スプリンクラー設備を当該特定住戸利用施設に同項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき（当該特定住戸利用施設に限る。）。

二　住戸、共用室及び管理人室（住戸利用施設にあるものを除く。）に共同住宅用スプリンクラー設備を前項第２号に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき(当該設備の有効範囲内の部分に限る。)　共同住宅用自動火災報知設備又は住戸用自動火災報知設備

(必要とされる避難安全支援性能を有する消防の用に供する設備等に関する基準)

第４条　特定共同住宅等（住戸利用施設を除く。）において、火災時に安全に避難することを

支援する性能(以下「避難安全支援性能」という。)を主として有する通常用いられる消防用設備等に代えて用いることができる必要とされる避難安全支援性能を主として有する消防の用に供する設備等は、次の表の左欄に掲げる特定共同住宅等の種類及び同表中欄に掲げる通常用いられる消防用設備等の区分に応じ、同表右欄に掲げる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等とする。

特定共同住宅等の種類		通常用いられる消防用設備等	必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等
構造類型	階数		
二方向避難型特定共同住宅等	地階を除く階数が５以下のもの	自動火災報知設備 非常警報器具又は非常警報設備 避難器具	共同住宅用自動火災報知設備又は住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備
	地階を除く階数が６以上のもの	自動火災報知設備 非常警報器具又は非常警報設備 避難器具	共同住宅用自動火災報知設備
開放型特定共同住宅等	地階を除く階数が５以下のもの	自動火災報知設備 非常警報器具又は非常警報設備 避難器具 誘導灯及び誘導標識	共同住宅用自動火災報知設備又は住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備
	地階を除く階数が６以上のもの	自動火災報知設備 非常警報器具又は非常警報設備 避難器具 誘導灯及び誘導標識	共同住宅用自動火災報知設備
二方向避難・開放型特定共同住宅等	地階を除く階数が10以下のもの	自動火災報知設備 非常警報器具又は非常警報設備 避難器具 誘導灯及び誘導標識	共同住宅用自動火災報知設備又は住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備
	地階を除く階数が11以上のもの	自動火災報知設備 非常警報器具又は非常警報設備 避難器具 誘導灯及び誘導標識	共同住宅用自動火災報知設備
その他の特定共同住宅等	すべてのもの	自動火災報知設備 非常警報器具又は非常警報設備 避難器具	共同住宅用自動火災報知設備

２　住戸利用施設において、避難安全支援性能を主として有する通常用いられる消防用設備等に代えて用いることができる必要とされる避難安全支援性能を主として有する消防の用に供する設備等は、次の表の左欄に掲げる特定共同住宅の種類及び同表中欄に掲げる通常用いられる消防用設備等の区分に応じ、同表右欄に掲げる必要とされる防火安全性能を有する消防

の用に供する設備等とする。

特定共同住宅等の種類		通常用いられる消防用設備等	必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等
構造類型	階数		
二方向避難型特定共同住宅等及び開放型特定共同住宅等	地階を除く階数が５以下のもの	自動火災報知設備 非常警報器具又は非常警報設備	共同住宅用自動火災報知設備又は住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備
	地階を除く階数が６以上のもの	自動火災報知設備 非常警報器具又は非常警報設備	共同住宅用自動火災報知設備
二方向避難・開放型特定共同住宅等	地階を除く階数が10以下のもの	自動火災報知設備 非常警報器具又は非常警報設備	共同住宅用自動火災報知設備又は住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備
	地階を除く階数が11以上のもの	自動火災報知設備 非常警報器具又は非常警報設備	共同住宅用自動火災報知設備
その他の特定共同住宅等	すべてのもの	自動火災報知設備 非常警報器具又は非常警報設備	共同住宅用自動火災報知設備

３　前２項に規定するもののほか、特定共同住宅等における必要とされる避難安全支援性能を主として有する消防の用に供する設備等の設置及び維持に関する技術上の基準については、前条第３項第３号及び第４号の規定を準用する。

４　前条第３項第３号又は第４号の規定により、通常用いられる消防用設備等に代えて必要とされる初期拡大抑制性能を主として有する消防の用に供する設備等として共同住宅用自動火災報知設備又は住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備を設置したときは、第１項及び第２項の規定の適用については共同住宅用自動火災報知設備又は住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備を設置したものとみなす。

５　住戸、共用室及び管理人室（住戸利用施設にあるものを除く。）に共同住宅用スプリンクラー設備を前条第３項第２号に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したときに限り、当該設備の有効範囲内の部分について、共同住宅用自動火災報知設備又は住戸用自動火災報知設備を設置しないことができる。

（必要とされる消防活動支援性能を有する消防の用に供する設備等に関する基準）

第５条　特定共同住宅等(住戸、共用室及び管理人室について、その主たる出入口が階段室等に面する特定共同住宅等に限る。)において、消防隊による活動を支援する性能(以下「消防活動支援性能」という。)を主として有する通常用いられる消防用設備等(連結送水管及び非常コンセント設備に限る。)に代えて用いることができる必要とされる消防活動支援性能を主として有する消防の用に供する設備等は、共同住宅用連結送水管及び共同住宅用非常コンセント設備とする。

２　前項に規定するもののほか、特定共同住宅等における必要とされる消防活動支援性能を主として有する消防の用に供する設備等の設置及び維持に関する技術上の基準は、次のとおりとする。

一　共同住宅用連結送水管は、次のイからハまでに定めるところによること。

イ　放水口は、階段室等又は非常用エレベーターの乗降ロビーその他これらに類する場所ごとに、消防隊が有効に消火活動を行うことができる位置に設けること。

ロ　放水口は、３階及び当該階から上方に数えた階数３以内ごとに、かつ、特定共同住宅等の各部分から１の放水口に至る歩行距離が50メートル以下となるように、設けること。

ハ　イ及びロに規定するもののほか、共同住宅用連結送水管は、令第29条第２項第２号から第４号まで並びに規則第30条の４及び第31条の規定の例により設置すること。

二　共同住宅用非常コンセント設備は、次のイからハまでに定めるところによること。

イ　非常コンセントは、階段室等又は非常用エレベーターの乗降ロビーその他これらに類する場所ごとに、消防隊が有効に消火活動を行うことができる位置に設けること。

ロ　非常コンセントは、11階及び当該階から上方に数えた階数３以内ごとに、かつ、特定共同住宅等の各部分から１の非常コンセントに至る歩行距離が50メートル以下となるように、設けること。

ハ　イ及びロに規定するもののほか、共同住宅用非常コンセント設備は、令第29条の２第２項第２号及び第３号並びに規則第31条の２の規定の例により設置すること。

附　則　（平成17年３月25日総務省令第40号）

この省令は、平成19年４月１日から施行する。

附　則　（平成20年12月26日総務省令第155号）

（施行期日）

第１条　この省令は、公布の日から施行する。

附　則　（平成22年２月５日総務省令第８号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則　（平成23年９月22日総務省令第131号）

この省令は、平成23年10月１日から施行する。

附　則　（平成24年３月27日総務省令第16号）

この省令は、平成24年４月１日から施行する。

附　則　（平成25年３月27日総務省令第28号）

この省令は、平成25年４月１日から施行する。

附　則　（平成26年３月27日総務省令第22号）

この省令は、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成24年法律第51号）附則第１条第２号に掲げる規定の施行の日（平成26年４月１日）から施行する。

附　則　（平成27年２月27日総務省令第10号）　抄

（施行期日）

第１条　この省令は、平成27年４月１日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号の定める日から施行する。

一　略

二　第２条、第３条及び附則第２条の規定　平成28年４月１日

（経過措置）

第２条　前条第２号に掲げる規定の施行の際、現に存する特定共同住宅等（第３条の規定による改正後の特定共同住宅における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（以下この条において「新令」という。）第２条第１号に規定する特定共同住宅等をいい、地階を除く階数が11以上のものの10階以下の階に存する同条第１号の３に規定する特定福祉施設等の部分に限る。以下同じ。）及び現に新築、増築、改築、移転、修繕又は模様替えの工事中の特定共同住宅等における共同住宅用スプリンクラー設備が新令第３条第３項第２号イの規定に適合しないときは、同条第２項の表の中欄に掲げる通常用いられる消防用設備等及び同表の右欄に掲げる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等については、同項及び同条第３項第２号イの規定にかかわらず、平成30年３月31日までの間は、なお従前の例による。

附　則　（平成30年３月30日総務省令第19号）

この省令は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律の施行の日（平成30年４月１日）から施行する。

附　則　（平成30年６月１日総務省令第34号）

この省令は、公布の日から施行する。

特定共同住宅等の位置、構造及び設備を定める件（平成17年３月25日消防庁告示第２号）

第１　趣旨

この告示は、特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成17年総務省令第40号。以下「省令」という。）第２条第１号に規定する特定共同住宅等の位置、構造及び設備を定めるものとする。

第２　用語の意義

この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

１　**特定共同住宅等**　省令第２条第１号に規定する特定共同住宅等をいう。

２　**通常用いられる消防用設備等**　令第29条の４第１項に規定する通常用いられる消防用設備等をいう。

３　**必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等**　令第29条の４第１項に規定する必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等をいう。

４　**共用部分**　省令第２条第４号に規定する共用部分をいう。

５　**階段室等**　省令第２条第５号に規定する階段室等をいう。

６　**光庭**　主として採光又は通風のために設けられる空間であって、その周囲を特定共同住宅等の壁その他これに類するものによって囲まれ、かつ、その上部が吹抜きとなっているものをいう。

７　**避難光庭**　光庭のうち、火災時に避難経路として使用することができる廊下又は階段室等が、当該光庭に面して設けられているものをいう。

８　**特定光庭**　光庭のうち、第４第１号に定めるところにより、当該光庭を介して他の住戸等へ延焼する危険性が高いものであることについて確かめられたものをいう。

第３　通常用いられる消防用設備等に代えて、必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等を用いることができる特定共同住宅等の位置、構造及び設備

省令第２条第１号に規定する特定共同住宅等は、その位置、構造及び設備が次の各号に適合するものとする。

1　主要構造部が、耐火構造（建築基準法（昭和25年法律第201号）第２条第７号に規定する耐火構造をいう。以下同じ。）であること。

2　共用部分の壁及び天井（天井のない場合にあっては、屋根。以下同じ。）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。以下同じ。）の仕上げを準不燃材料（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第１条第５号に規定する準不燃材料をいう。以下同じ。）でしたものであること。

3　特定共同住宅等の住戸等は、開口部のない耐火構造の床又は壁で区画すること。ただし、特定共同住宅等の住戸等の床又は壁（以下単に「床又は壁」という。）並びに当該床又は壁を貫通する配管又は電気配線その他これらに類するもの（以下単に「配管等」という。）及びそれらの貫通部が次に定める基準に適合する場合は、この限りでない。

⑴　床又は壁は、耐火構造であること。

⑵　住戸等の外壁に面する開口部は、当該住戸等に接する他の住戸等の開口部との間に設けられる外壁面から0.5メートル以上突出した耐火構造のひさし、床、そで壁その他これらに類するもの（以下「ひさし等」という。）で防火上有効に遮られていること。

ただし、当該住戸等に接する他の住戸等の外壁に面する開口部（直径が0.15メートル以下の換気口等（防火設備が設けられたものに限る。）及び面積が0.01平方メートル以下の換気口等を除く。）相互間の距離が、0.9メートル以上であり、かつ、次に定める基準のいずれかに適合する場合は、この限りでない。

イ　上下に設けられた開口部（直径0.15メートル以下の換気口等及び相互間の距離が3.6メートル以上である開口部を除く。）に防火設備である防火戸が設けられていること。

ロ　住戸等で発生した火災により、当該住戸等から当該住戸等及びそれに接する他の住戸等の外壁に面する開口部を介して他の住戸等へ延焼しないよう措置されたものであること。

⑶　住戸等と共用部分を区画する壁は、次に定めるところによること。

イ　開口部（(イ)から(ハ)までに掲げる換気口等を除く。）には、防火設備（主たる出入口に設けられるものにあっては、随時開くことができる自動閉鎖装置付のものに限る。）である防火戸が設けられていること。

(イ)　直径0.15メートル未満の換気口等（開放性のある共用部分に面するものに限る。）

(ロ)　直径0.15メートル以上の換気口等であって、かつ、防火設備が設けられているもの。

(ハ)　(イ)及び(ロ)に掲げるもののほか、開放性のある共用部分以外の共用部分に面し、かつ、防火設備が設けられている換気口等

ロ　開放型特定共同住宅等（省令第２条第９号に規定する開放型特定共同住宅等をいう。）及び二方向避難・開放型特定共同住宅等（省令第２条第10号に規定する二方向避難・開放型特定共同住宅等をいう。）以外の特定共同住宅等の住戸等（共同住宅用

スプリンクラー設備が設置されているものを除く。）にあっては、開口部の面積の合計が１の住戸等につき４平方メートル（共用室にあっては、８平方メートル）以下であること。

ハ　ロの規定による一の開口部の面積は、２平方メートル以下であること。

⑷　床又は壁を貫通する配管等及びそれらの貫通部は、次に定めるところによること。

イ　配管の用途は、給排水管、空調用冷温水管、ガス管、冷媒管、配電管その他これらに類するものであること。

ロ　配管等の呼び径は、200ミリメートル以下であること。

ハ　配管等を貫通させるために設ける開口部は、内部の断面積が直径300ミリメートルの円の面積以下であること。

ニ　配管等を貫通させるために設ける開口部を床又は壁（住戸等と共用部分を区画する床又は壁を除く。）に２以上設ける場合にあっては、配管等を貫通させるために設ける開口部相互間の距離は、当該開口部の最大直径（当該直径が200ミリメートル以下の場合にあっては、200ミリメートル）以上であること。

ホ　床又は壁を貫通する配管等及びこれらの貫通部は、次の(イ)又は(ロ)に定めるところによるものであること。

(イ)　配管は、建築基準法施行令第129条の２の４第１項第７号イ又はロに適合するものとし、かつ、当該配管と当該配管を貫通させるために設ける開口部とのすき間を不燃材料（建築基準法第２条第９号に規定する不燃材料をいう。以下同じ。）で埋めること。

(ロ)　別に告示で定めるところにより、床又は壁を貫通する配管等及びそれらの貫通部が一体として耐火性能を有しているものとして認められたものであること。

ヘ　配管等には、その表面に可燃物が接触しないような措置を講じること。ただし、当該配管等に可燃物が接触しても発火するおそれがないと認められる場合は、この限りでない。

第４　特定光庭の基準等

１　特定光庭は、次の各号に掲げる基準に適合しない光庭をいうものとする。

⑴　光庭に面する一の住戸等で火災が発生した場合において、当該火災が発生した住戸等（以下「火災住戸等」という。）のすべての開口部から噴出する火炎等の輻射熱により、当該火災住戸等以外の住戸等の光庭に面する開口部が受ける熱量が10キロワット毎平方メートル未満であること。

⑵　光庭が避難光庭に該当する場合においては、当該避難光庭は、次に定めるところによるものであること。

イ　火災住戸等（避難光庭に面するものに限る。以下同じ。）のすべての開口部から噴出する火炎等の輻射熱により当該避難光庭に面する廊下及び階段室等を経由して避難する者が受ける熱量が３キロワット毎平方メートル未満であること。

ロ　避難光庭にあっては次に定めるところによること。

(ｲ)　避難光庭の高さを当該避難光庭の幅で除した値が2.5未満であること。

(ﾛ)　(ｲ)により求めた値が2.5以上の場合にあっては、火災住戸等のすべての開口部から噴出する煙層の温度が４ケルビン以上上昇しないこと。

2　特定共同住宅等に特定光庭が存する場合にあっては、当該光庭に面する開口部及び当該光庭に面する特定共同住宅等の住戸等に設ける給湯湯沸設備等（対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成14年総務省令第24号）第３条第10号に規定する給湯湯沸設備及び同条第２号に規定するふろがまをいう。以下同じ。）は、次に定める基準に適合するものであること。

⑴　廊下又は階段室等が特定光庭に面して設けられている場合において、当該特定光庭に面して設ける開口部は、次に定めるところによること。

イ　特定光庭に面する一の開口部の面積が２平方メートル以下であり、かつ、一の住戸等の開口部の面積の合計が４平方メートル以下であること。ただし、当該開口部が設けられている住戸等に共同住宅用スプリンクラー設備が設けられている場合にあっては、この限りでない。

ロ　特定光庭の下端に設けられた開口部が、常時外気に開放され、かつ、当該開口部の有効断面積の合計が、特定光庭の水平投影面積の50分の１以上であること。

⑵　特定光庭（⑴に定めるものを除く。）に面する開口部にあっては、次に定めるところによること。

イ　開口部には、防火設備であるはめごろし戸が設けられていること。ただし、次に定める特定光庭に面する住戸等の開口部（(ﾛ)の特定光庭に面するものにあっては、４階以下の階に存するものに限る。）に防火設備である防火戸を設ける場合にあっては、この限りでない。

(ｲ)　特定光庭に面して階段（平成14年消防庁告示第７号に適合する屋内避難階段等の部分に限る。）が設けられている当該特定光庭

(ﾛ)　その下端に常時外気に開放された開口部（当該開口部の有効断面積が１平方メートル以上のものに限る。）が存する特定光庭

ロ　異なる住戸等の開口部の相互間の水平距離は、次に定めるところによること。ただし、住戸等の開口部の上端から上方に垂直距離1.5メートル（当該開口部に防火設備であるはめごろし戸が設けられている場合にあっては、0.9メートル）以上の範囲にある他の住戸等の開口部については、この限りでない。

(ｲ)　同一の壁面に設けられるもの（当該開口部相互間の壁面に0.5メートル以上突出したひさし等で防火上有効に遮られている場合を除く。）にあっては、0.9メートル以上

(ﾛ)　異なる壁面に設けられるものにあっては、2.4メートル（当該開口部に防火設備であるはめごろし戸が設けられている場合にあっては、２メートル）以上

ハ　異なる住戸等の開口部の相互間の垂直距離は、1.5メートル（当該開口部に防火設備であるはめごろし戸が設けられている場合は、0.9メートル）以上（同一壁面上の当該開口部相互間の壁面に0.5メートル以上突出したひさし等で防火上有効に遮られ

ている場合を除く。）であること。ただし、同一の壁面に設けられる場合にあっては、当該開口部の側端から水平方向に0.9メートル、異なる壁面に設けられる場合にあっては、当該開口部の側端から2.4メートル（当該開口部に防火設備であるはめごろし戸が設けられている場合にあっては、２メートル）以上の範囲にある他の住戸等の開口部については、この限りでない。

ニ　一の開口部の面積が１平方メートル以下であり、かつ、一の住戸等の一の階の開口部の面積の合計が２平方メートル以下であること。

⑶　特定光庭に面して給湯湯沸設備等を設ける場合は、次に定めるところによること。

イ　平成14年消防庁告示第７号に適合する屋内避難階段等の部分が存する特定光庭に限り設置することができること.

ロ　防火上有効な措置が講じられたものであること。

附　則

この告示は、平成19年４月１日から施行する。

○特定共同住宅等における住戸等の外壁に面する開口部の取り扱いについて（参考資料）

図１

住戸等の外壁に面する開口部の取り扱い

0.5m以上の突出しを設けない場合の共住区画の例

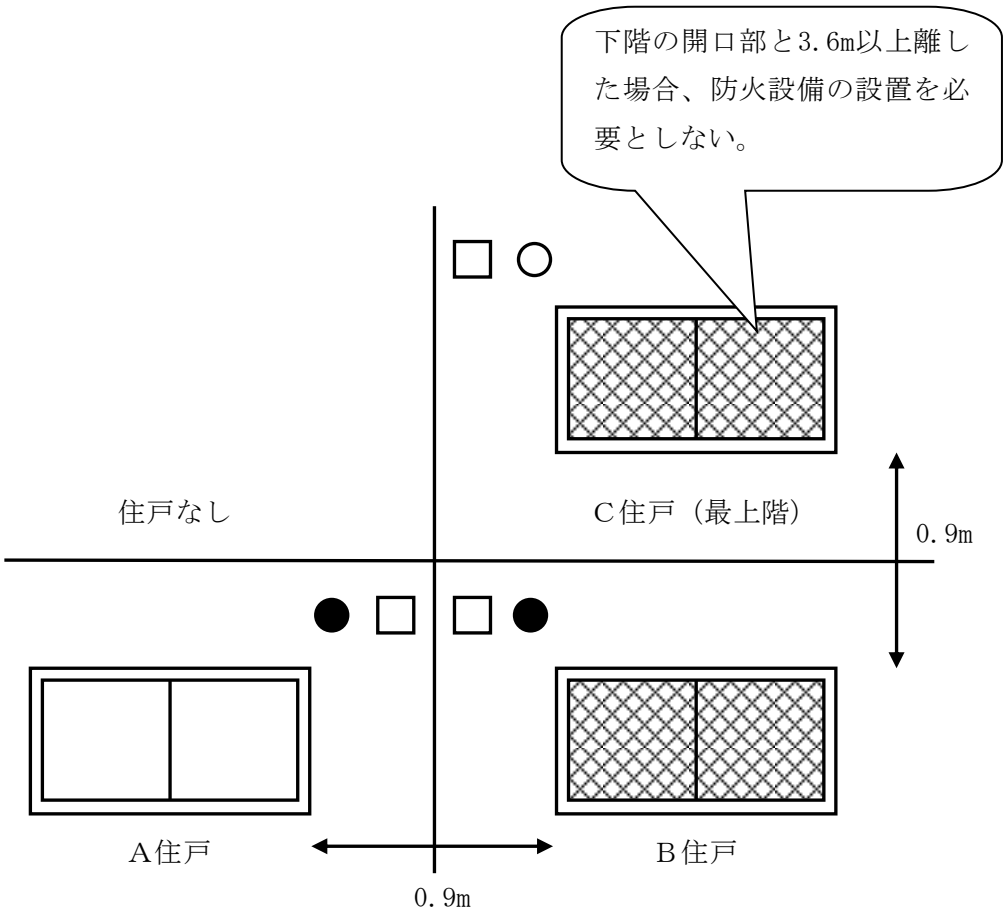

●は直径0.15m以下のFD付き換気口
○は直径0.15m以下の換気口
□は開口面積が0.01㎡以下の換気口
網掛け部分は防火設備である防火戸

外壁に面する開口部の措置について

① ＡとＢの水平距離が0.9m以上確保されていない場合は、Ａの高さ以上で幅0.5m以上の耐火構造の袖壁が必要となる。

② ＡとＣの垂直距離が0.9m以上確保されていない場合は、幅0.5m以上の耐火構造のひさし等がＣの開口部の端よりそれぞれ0.5m以上必要になる。

③ Ａの面するバルコニーに耐火構造の腰壁が設けられており、当該腰壁を含めてＡとＣが0.9m以上離隔される場合にあっては、ＡとＣの垂直距離が0.9m以上あるものとして扱う。

④ ＢとＣの水平距離及び垂直距離が0.9m以上の場合は、ひさし等がなくても防火設備である防火戸の措置は必要ない。

⑤ ひさし等がない場合、ＡとＣの垂直距離が0.9ｍ以上3.6m未満であれば防火設備である防火戸の措置が必要となる。

図2－1

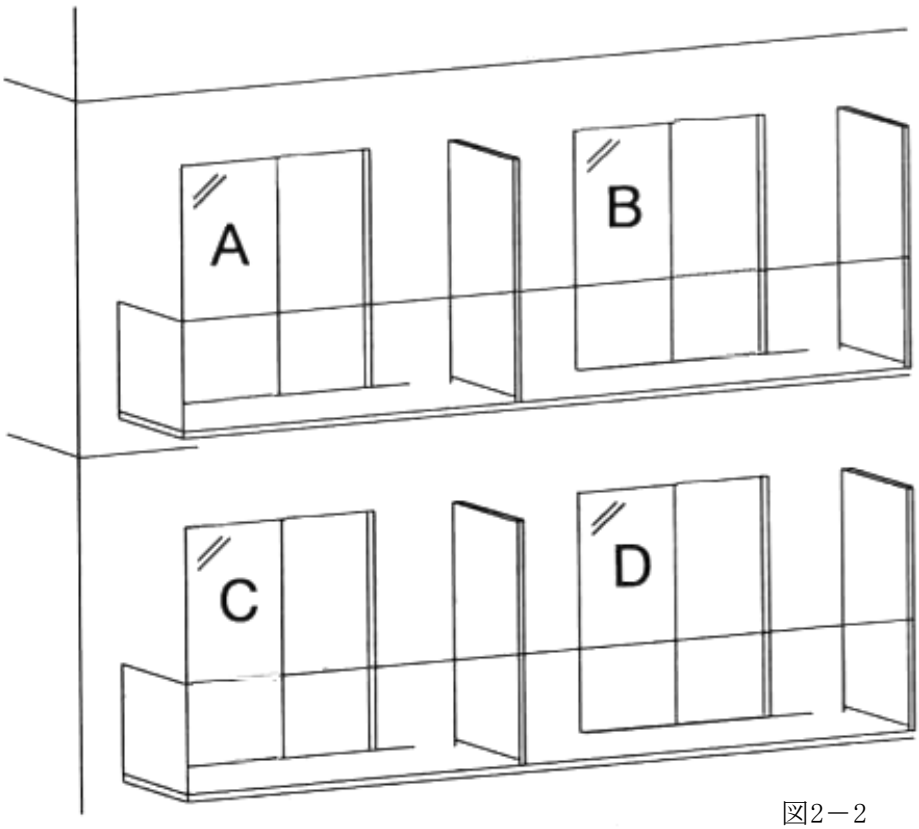

図2－2

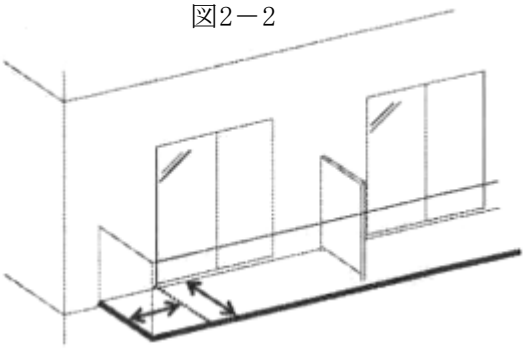

住戸等間がセットバックしている場合の開口部の例

図3－1

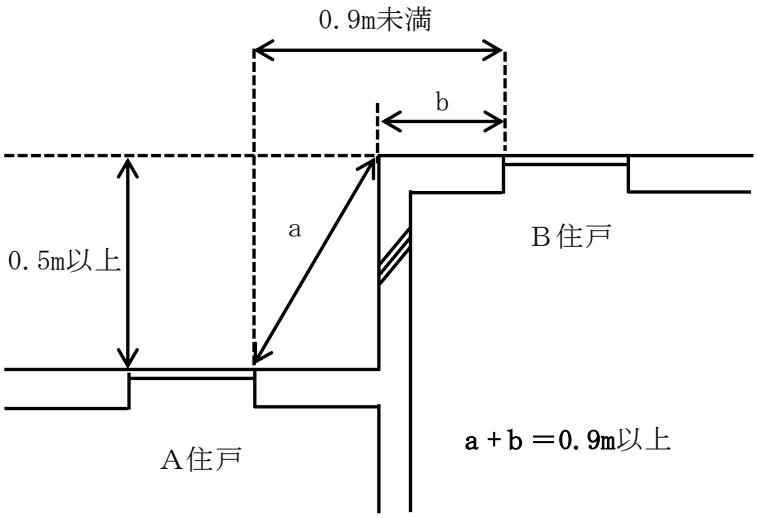

【平面図】

隣接住戸等の場合
開口部間の水平距離は0.9m未満であるが外壁間距離が0.5m以上確保されており、a+bが0.9m以上あることから防火上有効に遮られていると判断される。

図3－2

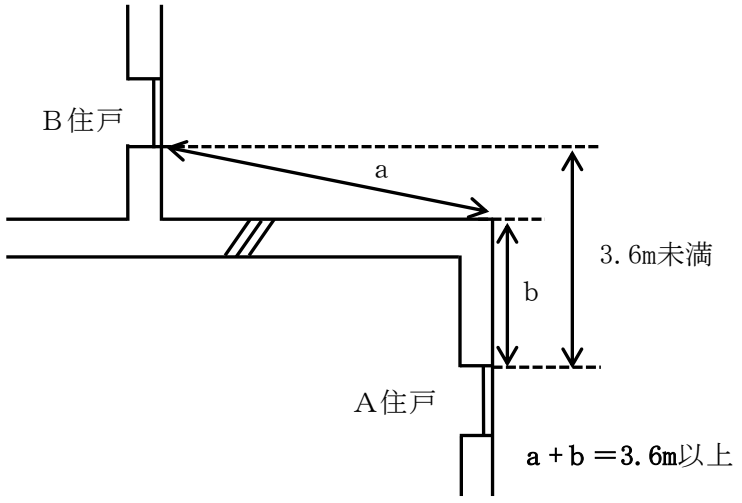

【断面図】

上下住戸等間の場合
開口部までの直線距離(a)+外壁(b)で3.6m以上あれば防火上有効に遮られていると判断される。

セットバックした住戸等の上下の位置関係の範囲

ａ＋ｂ≧0.9m～開口部Ａと開口部Ｂは上下の位置関係にはならない。

ａ＋ｂ＜0.9m～開口部Ａと開口部Ｂは上下の位置関係になる。

この時ｃは0.9m以上とし開口部Ｂは防火設備とする。

図４－１

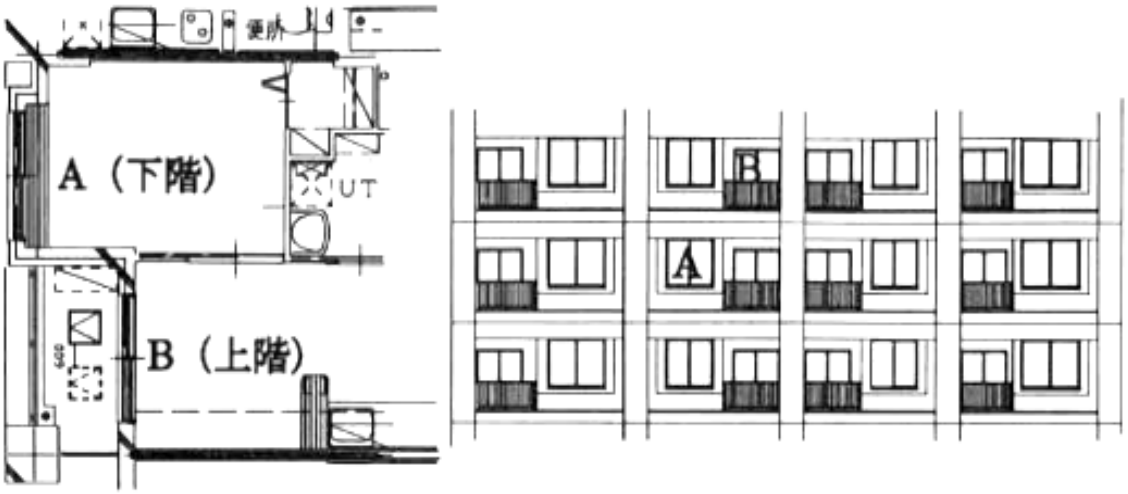

【平面図】　　【立面図】

図４－２

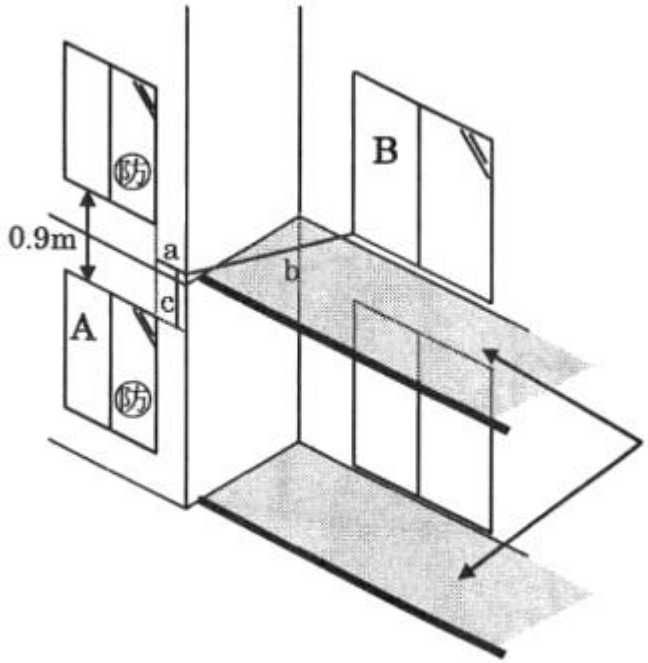

0.5m以上の突出し

特定共同住宅等の構造類型を定める件（平成17年３月25日消防庁告示第３号）

第１　趣旨

この告示は、特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成17年総務省令第40号。以下「省令」という。）第２条第８号から第10号までに規定する特定共同住宅等の構造類型を定めるものとする。

第２　用語の意義

この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

１　特定共同住宅等　省令第２条第１号に規定する特定共同住宅等をいう。

２　共用部分　省令第２条第４号に規定する共用部分をいう。

３　階段室等　省令第２条第５号に規定する階段室等をいう。

４　階段室型特定共同住宅等　すべての住戸、共用室及び管理人室について、その主たる出入口が階段室等に面する特定共同住宅等をいう。

５　廊下型特定共同住宅等　すべての住戸、共用室及び管理人室について、その主たる出入口が階段室等以外の廊下等の通路に面する特定共同住宅等をいう。

６　特定光庭　平成17年消防庁告示第２号第２第８号に規定する特定光庭をいう。

第３　二方向避難型特定共同住宅等

１　省令第２条第８号に規定する二方向避難型特定共同住宅等は、特定共同住宅等の住戸等（住戸、共用室及び管理人室に限る。以下第３及び第４において同じ。）において火災が発生した場合に、当該住戸等が存する階の住戸等に存する者が、当該階の住戸等から、少なくとも１以上の避難経路を利用して階段室等（当該住戸等が避難階に存する場合にあっては地上。以下第３において同じ。）まで安全に避難できるようにするため、次号に定めるところにより、２以上の異なった避難経路（避難上有効なバルコニーを含む。以下同じ。）を確保していると認められるものとする。

２　二方向避難型特定共同住宅等は、次に定めるところによるものであること。

⑴　廊下型特定共同住宅等の階段室等は、廊下の端部又は廊下の端部に接する住戸等の主たる出入口に面していること。

⑵　住戸等の外気に面する部分に、バルコニーその他これに類するもの（以下「バルコニー等」という。）が、避難上有効に設けられていること。

⑶　バルコニー等に面する住戸等の外壁に、消防法施行規則（昭和36年自治省令第６号）第４条の２の２に規定する避難上有効な開口部が設けられていること。

⑷　隣接するバルコニー等が隔板等によって隔てられている場合にあっては、当該隔板等が容易に開放し、除去し、又は破壊することができ、かつ、当該隔板等に次に掲げる事項が表示されていること。

イ　当該バルコニー等が避難経路として使用される旨

ロ　当該隔板等を開放し、除去し、又は破壊する方法

ハ　当該隔板等の近傍に避難上支障となる物品を置くことを禁ずる旨

⑸　住戸等において火災が発生した場合に、当該住戸等が存する階の住戸等に存する者が、当該階の住戸等から、少なくとも１以上の避難経路を利用して階段室等まで安全に避難することができること。ただし、バルコニー等に設けられた避難器具（避難器具用ハッチに格納された金属製避難はしご、救助袋等の避難器具に限る。）により当該階の住戸等から避難階まで避難することができる場合は、この限りでない。

第４　開放型特定共同住宅等

１　省令第２条第９号に規定する開放型特定共同住宅等は、特定共同住宅等の住戸等において火災が発生した場合に、当該住戸等が存する階及びその上階の廊下及び階段室等（階段室型特定共同住宅等における階段室等に限る。以下第４において同じ。）における消火、避難その他の消防の活動に支障を生じないものとして、次号に定めるところにより、廊下及び階段室等が開放性を有すると認められるものとする。

２　開放型特定共同住宅等は、次に定めるところによるものであること。

⑴　すべての階の廊下及び階段室等が隣地境界線又は他の建築物等の外壁との中心線から１メートル以上離れていること。

⑵　すべての階の廊下及び階段室等が特定光庭に面していないこと。

⑶　直接外気に開放されていないエントランスホール等（以下単に「エントランスホール等」という。）が避難階に存する場合にあっては、当該エントランスホール等が次に定める基準に適合すること。

イ　避難階以外の階及びエントランスホール等に面する住戸等から当該エントランスホール等を経由しないで避難することができる経路があること。

ロ　エントランスホール等は、避難階以外の階にわたらないものとすること。ただし、当該エントランスホール等が耐火構造の床又は壁で当該避難階以外の階と区画されている場合（当該エントランスホール等と特定共同住宅等の部分を区画する床又は壁に開口部を設ける場合にあっては、防火設備であるはめごろし戸か設けられているものに限る。）にあっては、この限りでない。

⑷　廊下は、次に定めるところによるものであること。

イ　すべての階の廊下は、次の(ｲ)又は(ﾛ)に定めるところによること。

(ｲ)　すべての階の廊下は、次のａからｄまでに定めるところによること。

ａ　各階の外気に面する部分の面積（廊下の端部に接する垂直面の面積を除く。）は、当該階の見付面積の３分の１を超えていること。

ｂ　外気に面する部分の上部に垂れ壁等を設ける場合は、当該垂れ壁等の下端から天井までの高さは、30センチメートル以下であること。

ｃ　手すり等の上端から垂れ壁等の下端までの高さは、１メートル以上であること。

ｄ　外気に面する部分に風雨等を遮るために壁等を設ける場合にあっては、当該壁

等の幅を２メートル以下とし、かつ、当該壁等相互間の距離を１メートル以上とすること。

(ﾛ) 特定共同住宅等の住戸等で火災が発生した場合に、当該住戸等の開口部から噴出する煙により、すべての階の廊下において、消火、避難その他の消防の活動に支障になる高さ（床面からの高さ1.8メートルをいう。）まで煙が降下しないこと。

ロ　外気に面しない部分が存する場合にあっては、当該外気に面しない部分の長さは、６メートル以下であり、かつ、当該外気に面しない部分の幅員の４倍以下であること。

⑸ 階段室等は、次のイ又はロに定めるところによるものであること。

イ　平成14年消防庁告示第７号に適合する開口部を有すること。

ロ　特定共同住宅等の住戸等で火災が発生した場合に、当該住戸等の開口部から噴出する煙により、階段室等において、消火、避難その他の消防の活動に支障になる高さ（床面からの高さ1.8メートルをいう。）まで煙が降下しないこと。

第５　二方向避難・開放型特定共同住宅等

省令第２条第10号に規定する二方向避難・開放型特定共同住宅等は、特定共同住宅等における火災時に、すべての住戸、共用室及び管理人室から、少なくとも一以上の避難経路を利用して安全に避難できるようにするため、避難階又は地上に通ずる２以上の異なった避難経路を確保し、かつ、その主たる出入口が開放型廊下又は開放型階段に面していることにより、特定共同住宅等における火災時に生ずる煙を有効に排出することができる特定共同住宅等であって、第３及び第４に掲げる要件を満たすものとする。

附　則

この告示は、平成19年４月１日から施行する。

特定共同住宅等の住戸等の床又は壁並びに当該住戸等の床又は壁を貫通する配管等及びそれらの貫通部が一体として有すべき耐火性能を定める件（平成17年３月25日消防庁告示第４号）

第１　趣旨

この告示は、平成17年消防庁告示第２号第３第３号(４)ホ(ロ)に基づき、特定共同住宅等の住戸等の床又は壁（以下単に「床又は壁」という。）並びに当該床又は壁を貫通する配管、電気配線その他これらに類するもの（以下単に「配管等」という。）及びそれらの貫通部が一体として有すべき耐火性能を定めるものとする。

第２　耐火性能

平成17年消防庁告示第２号第３第３号(４)ホ(ロ)に定める床又は壁並びに配管等及びそれらの貫通部が一体として有すべき耐火性能は、床又は壁並びに配管等及びそれらの貫通部に、特定共同住宅等において発生が予測される火災による火熱が加えられた場合に、加熱面以外の面に一定の火炎及び煙を出すことがなく、かつ、当該加熱面以外の面の温度が可燃物燃焼温度（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第107条第２号に規定する可燃物燃焼温度をいう。）以上に上昇しないものであることについて、第３に定める耐火性能試験により確認された性能をいう。

第３　耐火性能試験

耐火性能試験は、次の各号に定めるところにより行うこと。

１　試験体は、次に定めるところによること。

⑴　試験体の材料及び構成は実際のものと同一のものとし、その大きさは、長さ2,400ミリメートル、幅1,800ミリメートル以上のものとすること。

⑵　試験体は、床又は壁並びに配管等及びそれらの貫通部の工事の施工方法と同一の方法により作製すること。

２　試験方法は、次によること。

⑴　試験体に対して、別図（略）に示す温度の加熱曲線により１時間火熱を加えること。

⑵　判定基準は、次のイからハまでによること。

イ　遮炎性能

(イ)　加熱面以外の面に火炎を出す原因となるき裂その他の損傷を生じないこと。

(ロ)　加熱面以外の面に10秒間以上継続して火炎が出ないこと。

ロ　遮煙性能

加熱時間における煙発生量を立方メートルで表した数値に減光係数を乗じて得た値が３立方メートル毎メートル以下であること。

ハ　遮熱性能

加熱面以外の面の温度が473ケルビンを超えないものであること。

附　則

この告示は、平成19年４月１日から施行する。

共同住宅用スプリンクラー設備の設置及び維持に関する技術上の基準（平成18年５月30日消防庁告示第17号）

（改正　平成22年２月５日　消防庁告示第２号）

第１　趣旨

この告示は、特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成17年総務省令第40号。以下「省令」という。）第３条第３項第２号チに規定する共同住宅用スプリンクラー設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定めるものとする。

第２　設置及び維持に関する技術上の基準

共同住宅用スプリンクラー設備は、次の各号に定めるところにより設置し、及び維持するものとする。

１　スプリンクラーヘッドは、次に定めるところによること。

⑴　スプリンクラーヘッドは、閉鎖型スプリンクラーヘッドの技術上の規格を定める省令（昭和40年自治省令第２号）第２条第１号の２に規定する小区画型ヘッドのうち、感度種別が一種であるものに限ること。

⑵　スプリンクラーヘッドのデフレクターから下方0.45メートル以内で、かつ、水平方向の壁面までの範囲には、著しく散水を妨げるものが設けられ、又は置かれていないこと。

⑶　スプリンクラーヘッドは、天井の各部分から一のスプリンクラーヘッドまでの水平距離が2.6メートル以下で、かつ、一のスプリンクラーヘッドにより防護される部分の面積が13平方メートル以下となるように設けること。

２　制御弁は、次に定めるところによること。

⑴　制御弁は、住戸、共用室（省令第２条第３号に規定する共用室をいう。以下同じ。）又は管理人室ごとに、床面からの高さが0.8メートル以上1.5メートル以下の箇所に設けること。

⑵　制御弁は、パイプシャフト、パイプダクトその他これらに類するものの中に設けるとともに、その外部から容易に操作でき、かつ、みだりに閉止できない措置が講じられていること。

⑶　制御弁には、その直近の見やすい箇所に共同住宅用スプリンクラー設備の制御弁である旨を表示し、及びいずれの住戸、共用室又は管理人室のものであるかを識別できる標識を設けること。

３　自動警報装置は、次に定めるところによること。

ただし、省令第２条第14号に規定する共同住宅用自動火災報知設備により音声警報が発せられる場合は、⑹に規定する音声警報装置（流水検知装置又は圧力検知装置から発せられたスプリンクラーヘッドが開放した旨の信号を受信し、音声により火災の発生を報知す

るものをいう。以下同じ。）を設けないことができる。

⑴　スプリンクラーヘッドの開放により音声警報を発するものとすること。

⑵　発信部は、住戸、共用室又は管理人室ごとに設けるものとし、当該発信部には、流水検知装置又は圧力検知装置を用いること。

⑶　⑵の流水検知装置又は圧力検知装置にかかる圧力は、当該流水検知装置又は圧力検知装置の最高使用圧力以下とすること。

⑷　受信部には、次に定めるところにより、表示装置を設けること。ただし、第14号において準用する消防法施行規則（昭和36年自治省令第６号。以下「規則」という。）第14条第１項第12号において準用することとされる規則第12条第１項第８号に規定する総合操作盤が設けられている場合又は共同住宅用自動火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準（平成18年消防庁告示第18号。第13号において単に「告示」という。）第２第２号に規定する住棟受信機（スプリンクラーヘッドが開放した旨を火災が発生した旨と区別して表示することができる措置が講じられているものに限る。）が設けられている場合にあっては、この限りでない。

イ　表示装置は、スプリンクラーヘッドが開放した階又は放水区域を覚知できるものであること。

ロ　表示装置の設置場所は、次に定めるところによること。

(イ)　規則第12条第１項第８号に規定する防災センター等を有する場合は、当該防災センター等に設けること。

(ロ)　(イ)以外の場合は、管理人室に設けること。ただし、当該管理人室に常時人がいない場合は、スプリンクラーヘッドが開放した旨の表示を容易に確認できる場所に設けることができる。

⑸　一の特定共同住宅等（省令第２条第１号に規定する特定共同住宅等をいう。）に２以上の受信部が設けられているときは、これらの受信部のある場所相互間で同時に通話することができる設備を設けること。

⑹　音声警報装置は、次に定めるところによること。

イ　音声警報装置（補助音響装置（住戸、共用室又は管理人室にいる者に対し、有効に音声警報を伝達するために、流水検知装置又は圧力検知装置からスプリンクラーヘッドが開放した旨の信号を受信し、補助的に音声警報を発する装置をいう。以下同じ。）の音声警報装置を含む。以下このイ及びハにおいて同じ。）の音圧は、次に定めるところによること。

(イ)　住戸、共用室及び管理人室に設ける音声警報装置の音圧は、取り付けられた音声警報装置から１メートル離れた位置で70デシベル以上であること。

(ロ)　(イ)に掲げる部分以外の部分に設ける音声警報装置の音圧は、規則第25条の２第２項第３号イの規定の例によること。

ロ　音声警報装置の設置は、次の(イ)及び(ロ)に掲げる区分に従い、当該(イ)及び(ロ)に定めるところによること。

(イ)　住戸、共用室及び管理人室に設ける場合　当該住戸、共用室又は管理人室ごとに、

音声警報装置を１個以上設けること。ただし、有効に音声警報が伝わらないおそれがある部分については、当該部分に音声警報を有効に伝達することができるように補助音響装置を設けることとする。

(ﾛ)　住戸、共用室及び管理人室以外の部分（直接外気に開放された共用部分（省令第２条第４号に規定する共用部分をいう。）を除く。）に設ける場合　規則第25条の２第２項第３号ロの規定の例によること。

ハ　音声警報装置の音声警報音は、次に定めるところによること。

(ｲ)　音声警報音は、シグナル及びメッセージにより構成するものであること。

(ﾛ)　シグナルは、非常警報設備の基準（昭和48年消防庁告示第６号）第４第３号(2)に定めるところによること。

(ﾊ)　メッセージは、男声によるものとし、火災が発生した場所、避難誘導及び火災である旨の情報又はこれに開連する内容であること。

(ﾆ)　音声警報音は、サンプリング周波数８キロヘルツ以上及び再生周波数帯域３キロヘルツ以上のＡＤ―ＰＣＭ符号化方式による音声合成音又はこれと同等以上の音質を有するものであること。

ニ　音声警報を発する区域は、スプリンクラーヘッドが開放した住戸、共用室及び管理人室のほか、次の(ｲ)及び(ﾛ)に掲げる区分に従い、当該(ｲ)及び(ﾛ)に定めるところによること。

(ｲ)　特定共同住宅等の構造類型を定める件（平成17年消防庁告示第３号。(ﾛ)において「構造類型告示」という。）第２第４号に規定する階段室型特定共同住宅等　当該住戸、共用室及び管理人室の主たる出入口が面する階段室等（省令第２条第５号に規定する階段室等（省令第２条第７号に規定する開放型階段を除く。）をいう。）のうち、６以上の階にわたらない部分を１の区域として当該区域及びその直上の区域並びに当該区域に主たる出入口が面する住戸、共用室及び管理人室並びにエレベーター―の昇降路

(ﾛ)　構造類型告示第２第５号に規定する廊下型特定共同住宅等　当該住戸、共用室及び管理人室の存する階が２階以上の階に存する場合にあっては当該階及びその直上階、１階に存する場合にあっては当該階、その直上階及び地階、地階に存する場合にあっては当該階、その直上階及びその他の地階

ホ　音声警報の構成は、第１シグナル、メッセージ、１秒間の無音状態、第１シグナル、メッセージ、１秒間の無音状態、第２シグナルの順に連続する警報を１単位として、これを10分間以上連続して繰り返すものであること。

ヘ　住戸、共用室又は管理人室ごとに、当該住戸、共用室又は管理人室の音声警報を停止できる機能を設けることができること。

４　流水検知装置は、湿式のものとすること。

５　流水検知装置の一次側には、圧力計を設けること。

6　呼水装置は、規則第14条第１項第５号の規定の例により設けること。

7　流水検知装置又は圧力検知装置の二次側の配管には、流水検知装置又は圧力検知装置の作動を試験するための弁（以下「試験弁」という。）を次に定めるところにより設けること。

⑴　試験弁の一次側には圧力計が、二次側にはスプリンクラーヘッドと同等の放水性能を有するオリフィス等の試験用放水口が取り付けられるものであること。

⑵　試験弁にはその直近の見やすい箇所に試験弁である旨を表示した標識を設けること。

⑶　試験弁を開放した場合に、住戸、共用室及び管理人室の音声警報装置が音声警報（戸外表示器の警報を除く。）を発しない措置を講じることができるものであること。

8　非常電源の容量は、規則第14条第１項第６号の２においてその例によることとされる規則第12条第１項第４号ロ(ｲ)の規定の例によるほか、警報及び表示に要する容量にあっては、次の⑴から⑶までに定める容量以上であること。

⑴　５の住戸、共用室又は管理人室に設置されている音声警報装置が10分間以上連続して鳴動することができる容量

⑵　５の作動表示灯（表示器に設けられ、当該表示器が設置された住戸、共用室及び管理人室の感知器が作動した旨を表示する表示灯をいう。以下同じ。）が10分間以上連続して点滅することができる容量

⑶　５の制御弁表示灯（表示器に設けられ、当該表示器が設置された住戸、共用室及び管理人室の制御弁を閉止した旨を表示する表示灯をいう。以下同じ。）が10分間以上連続して点滅することができる容量

9　起動装置は、規則第14条第１項第８号イ(ﾛ)の規定の例によること。

10　操作回路の配線、表示装置から流水検知装置又は圧力検知装置までの配線並びに流水検知装置又は圧力検知装置から表示器、音声警報装置及び補助音響装置までの配線は、規則第14条第１項第９号の規定の例によること。

11　配管は、規則第14条第１項第10号（各号列記以外の部分に限る。）の規定の例によること。

12　加圧送水装置は、規則第14条第１項第11号（ハ(ｲ)を除く。）の規定の例によるほか、次に定めるところによること。

⑴　点検に便利で、かつ、火災等の災害による被害を受けるおそれが少ない箇所に設けること。

⑵　ポンプを用いる加圧送水装置のポンプの吐出量は、240リットル毎分以上の量とする

こと。

13　**表示器**は、告示第３第10号に規定する戸外表示器の規定の例によるほか、次に定めるところによること。ただし、告示第３第10号に規定する戸外表示器のうち、次の⑴及び⑵に掲げる機能を有するものが設けられている場合には、当該戸外表示器によることができる。

⑴　スプリンクラーヘッドが開放した場合に当該スプリンクラーヘッドが開放した住戸、共用室及び管理人室の作動表示灯が点滅すること。

⑵　制御弁を開止した場合に当該制御弁に係る住戸、共用室及び管理人室の制御弁表示灯が点滅すること。

⑶　作動表示灯及び制御弁表示灯は、相互に兼用することができること。

14　規則第14条第１項第12号の規定は、共同住宅用スプリンクラー設備について準用する。

15　貯水槽、加圧送水装置、非常電源、配管等には、規則第14条第１項第13号において適用される規則第12条第１項第９号に規定する措置を講ずること。

附　則　（平成18年５月30日消防庁告示第17号）

この告示は、平成19年４月１日から施行する。

附　則　（平成22年２月５日消防庁告示第２号）

この告示は、公布の日から施行する。

共同住宅用自動火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準（平成18年５月30日消防庁告示第18号）

（最終改正　平成22年２月５日消防庁告示第２号）

第１　趣旨

この告示は、特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成17年総務省令第40号。以下「省令」という。）第３条第３項第３号イただし書及びトに規定する共同住宅用自動火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定めるものとする。

第２　用語の意義

この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

１　共同住宅用受信機

共同住宅用自動火災報知設備の受信機（受信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和56年自治省令第19号。以下「受信機規格省令」という。）第２条第７号に規定する受信機のうち、Ｐ型３級受信機又はＧＰ型３級受信機に限る。）であって、住戸、共用室（省令第２条第３号に規定する共用室をいう。以下同じ。）及び管理人室に設ける感知器（火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和56年自治省令第17号。以下「感知器等規格省令」という。）第２条第１号に規定する感知器をいう。以下同じ。）から発せられた火災が発生した旨の信号（以下「火災信号」という。）を受信した場合に、火災の発生を当該住戸、共用室及び管理人室の関係者に報知するものをいう。

２　住棟受信機

共同住宅用自動火災報知設備の受信機（受信機規格省令第２条第７号に規定する受信機をいう。）であって、住戸、共用室及び管理人室以外の部分に設ける感知器又は共同住宅用受信機から発せられた火災信号を受信した場合に、火災の発生を特定共同住宅等（省令第２条第１号に規定する特定共同住宅等をいう。以下同じ。）の関係者に報知するものをいう。

３　音声警報装置

共同住宅用受信機又は住棟受信機から発せられた火災信号を受信し、音声により火災の発生を報知するものをいう。

４　補助音響装置

住戸、共用室又は管理人室にいる者に対し、有効に音声警報を伝達するために、共同住宅用受信機から発せられた火災信号を受信し、補助的に音声警報を発する装置をいう。

５　戸外表示器

住戸等（省令第２条第２号に規定する住戸等をいう。以下同じ。）の外部において、共同住宅用受信機から発せられた火災信号を受信し、火災の発生を報知するものをいう。

第３　設置及び維持に関する技術上の基準

共同住宅用自動火災報知設備は、次の各号に定めるところにより設置し、及び維持するものとする。

１　省令第３条第３項第３号イただし書の警戒区域が２以上の階にわたったとしても防火安全上支障がないものとして消防庁長官が定める設置及び維持に関する技術上の基準は、次に定めるところによること。

⑴　共同住宅用自動火災報知設備の一の警戒区域の面積が住戸、共用室及び管理人室にあっては150平方メートル以下、その他の部分にあっては500平方メートル以下であり、かつ、当該警戒区域が特定共同住宅等の２の階にわたる場合又は第２号⑴イ及びハの規定により煙感知器を設ける場合であること。

⑵　⑴の規定にかかわらず、階段室型特定共同住宅等（特定共同住宅等の構造類型を定める件（平成17年消防庁告示第３号。⑶において「構造類型告示」という。）第２第４号に規定する階段室型特定共同住宅等をいう。以下同じ。）にあっては、一の階段室等（省令第２条第５号に規定する階段室等をいう。以下同じ。）に主たる出入口が面している住戸等及び当該階段室等を単位として、６以上の階にわたらない部分を１の警戒区域とすること。

⑶　廊下型特定共同住宅等（構造類型告示第２第５号に規定する廊下型特定共同住宅等をいう。以下同じ。）の階段室等にあっては、当該階段室等ごとに一の警戒区域とすること。

２　感知器は、次に定めるところによること。

⑴　次のイからチまでに掲げる場所に、当該イからチまでに定めるところにより感知器を設けること。

イ　階段及び傾斜路　煙感知器

ロ　廊下及び通路　差動式及び補償式スポット型感知器のうち１種若しくは２種、定温式スポット型感知器のうち特種（公称作動温度60度又は65度のものに限る。以下ヘ及びトにおいて同じ。）又は煙感知器

ハ　エレベーターの昇降路、リネンシュート、パイプダクトその他これらに類するもの　煙感知器

ニ　感知器を設置する区域の天井等（天井の室内に面する部分又は上階の床若しくは屋根の下面をいう。以下同じ。）の高さが15メートル以上20メートル未満の場所　煙感知器又は炎感知器

ホ　感知器を設置する区域の天井等の高さが20メートル以上の場所　炎感知器

ヘ　住戸　自動試験機能等対応型感知器（感知器等規格省令第２条第19号の３に規定する自動試験機能等対応型感知器をいう。以下同じ。）であって、差動式及び補償式スポット型感知器のうち１種若しくは２種、定温式スポット型感知器のうち特種又は煙感知器のうち１種、２種若しくは３種

ト　共用室及び管理入室　差動式及び補償式スポット型感知器のうち１種若しくは２種、定温式スポット型感知器のうち特種又は煙感知器のうち１種、２種若しくは３種

チ　イからトまでに掲げる場所以外の場所　その使用場所に適応する感知器

⑵　感知器の設置は、次に定めるところによること。

イ　熱感知器は、共用部分（省令第２条第４号に規定する共用部分をいう。以下同じ。）の廊下及び通路にあっては、歩行距離15メートルにつき１個以上の個数を、火災を有効に感知するように設けること。

ロ　煙感知器は、共用部分の廊下及び通路にあっては歩行距離30メートル（３種の感知器にあっては20メートル）につき１個以上の個数を、階段及び傾斜路にあっては６以上の階にわたらない部分ごとに１個以上の個数を、火災を有効に感知するように設けること。

⑶　住戸、共用室及び管理人室に設ける感知器にあっては共同住宅用受信機に、その他の部分に設ける感知器にあっては住棟受信機に接続すること。ただし、管理人室に設ける感知器にあっては、当該管理人室内に住棟受信機を設ける場合に限り、共同住宅用受信機を介さずに当該住棟受信機に接続することができる。

３　中継器は、消防法施行規則（昭和36年自治省令第６号。以下「規則」という。）第23条第９項の規定の例によるほか、その付近に当該中継器の操作上支障となる障害物がないように維持すること。この場合において、遠隔試験機能（中継器に係る技術上の規格を定める省令（昭和56年自治省令第18号。以下「中継器規格省令」という。）第２条第13号に規定する遠隔試験機能をいう。）を有する中継器のうち、中継器規格省令第３条の３第３項第１号に規定する外部試験器を接続するものにあっては、住戸の外部であって容易に接続することができる場所に設けること。

４　配線は、規則第24条第１号（チを除く。）及び第５号の２ハの規定の例によるほか、次に定めるところによること。

⑴　共同住宅用受信機から住棟受信機、戸外表示器、音声警報装置（共同住宅用受信機の音声警報装置を除く。）及び補助音響装置までの配線は、規則第12条第１項第５号の規定の例によること。

⑵　非常電源から共同住宅用受信機までの配線は、規則第12条第１項第４号ホ（(ハ)を除く。）の規定の例によること。ただし、火災により直接影響を受けるおそれのない部分の配線にあっては、規則第12条第１項第５号の規定の例によることができる。

⑶　住戸、共用室及び管理人室に設ける感知器及び音声警報装置の信号回路の配線（戸外表示器と共用する配線を除く。）は、当該住戸、共用室及び管理人室の外部から容易に

導通を確認することができるように措置が講じられていること。

5　**共同住宅用受信機**は、規則第24条第２号（イ及びロに限る。）及び第６号並びに第24条の２第１号（ハ及びニを除く。）及び第４号の規定の例によるほか、次に定めるところによること。

⑴　住戸、共用室及び管理人室（住棟受信機を設ける管理人室を除く。）に設けること。

⑵　住戸、共用室又は管理人室で床面積が150平方メートルを超えるものに設けないこと。

⑶　住戸、共用室及び管理人室に設けられた共同住宅用受信機にあっては、感知器から発せられた火災信号を受信した場合に、当該信号を住棟受信機及び戸外表示器に発信する機能を有すること。

⑷　感知器が作動した旨の警報（以下「感知器作動警報」という。）を停止できる機能を設けること。

⑸　火災が発生した旨の警報（以下「火災警報」という。）を停止できる機能を設けることができること。

6　**住棟受信機**は、規則第24条第２号（ハ及びリを除く。）及び第６号から第８号まで並びに第24条の２第１号及び第４号の規定の例によるほか、次に定めるところによること。

⑴　共同住宅用受信機から発せられた火災信号を受信した場合に、当該共同住宅用受信機の警戒区域の火災表示を行うこと。

⑵　規則第12条第１項第８号に規定する防災センター等がない場合は、管理人室に設けること。ただし、当該管理人室に常時人がいない場合は、火災表示を容易に確認できる場所に設けることができる。

⑶　特定共同住宅等の棟ごとに設けること。ただし、同一敷地内に特定共同住宅等が２以上ある場合で、当該特定共同住宅等の火災発生時に、円滑な対応ができる場合はこの限りでない。

7　**電源**は、規則第24条第３号の規定の例によるほか、共同住宅用受信機の電源にあっては、住戸、共用室又は管理人室の交流低圧屋内幹線の開閉器が遮断された場合において、当該住戸、共用室又は管理人室の感知器、戸外表示器、音声警報装置及び補助音響装置の機能に支障を生じないように措置を講じること。

8　**非常電源**は、次に定めるところによること。

⑴　非常電源の容量は、次のイ及びロに定める容量を合算した容量であること。

イ　監視状態を60分間継続することができる容量

ロ　次の(ｲ)及び(ﾛ)に定める容量を合算した容量に系統数（30台以下の共同住宅用受信機を１の系統とし、当該系統数が五を超えるときは、五とする。）を乗じた容量

(ｲ)　一の住戸、共用室又は管理人室に設けられている音声警報装置（補助音響装置の音声警報装置を含む。第９号⑴及び⑶において同じ。）が10分間以上連続して鳴動

することができる容量

(ﾛ) 一の作動表示灯（戸外表示器に設けられ、当該戸外表示器が設置された住戸、共用室及び管理人室の感知器が作動した旨を表示する表示灯をいう。以下同じ。）が10分間以上連続して点滅することができる容量

⑵ 共同住宅用受信機の主電源が停止した場合において、当該共同住宅用受信機が設置された住戸、共用室又は管理人室の感知器、音声警報装置、補助音響装置及び戸外表示器の機能に支障を生じないように措置を講じている場合は、当該共同住宅用受信機に非常電源を設けないことができること。

9　音声警報装置は、次に定めるところによること。

⑴ 音声警報装置の音圧は、次に定めるところによること。

イ　住戸、共用室及び管理人室に設ける音声警報装置の音圧は、取り付けられた音声警報装置から１メートル離れた位置で70デシベル以上であること。

ロ　イに掲げる部分以外の部分に設ける音声警報装置の音圧は、規則第25条の２第２項第３号イの規定の例によること。

⑵ 音声警報装置の設置は、次のイ及びロに掲げる区分に従い、当該イ及びロに定めるところによること。

イ　住戸、共用室及び管理人室に設ける場合　当該住戸、共用室又は管理人室ごとに、音声警報装置を１個以上設けること。ただし、有効に音声警報が伝わらないおそれのある部分については、当該部分に音声警報を有効に伝達することができるように補助音響装置を設けることとする。

ロ　住戸、共用室及び管理人室以外の部分（直接外気に開放された共用部分を除く。）に設ける場合　規則第25条の２第２項第３号ロの規定の例によること。

⑶ 音声警報装置の音声警報音は、次に定めるところによること。

イ　音声警報音は、シグナル及びメッセージにより構成するものであること。

ロ　シグナルは、非常警報設備の基準（昭和48年消防庁告示第６号）第４第３号⑵に定めるところによること。

ハ　メッセージは、感知器作動警報にあっては女声によるものとし、火災警報にあっては男声によること。

ニ　感知器作動警報のメッセージの内容は、次の(ｲ)及び(ﾛ)に掲げる区分に従い、当該(ｲ)及び(ﾛ)に定めるところによること。

(ｲ) 住戸、共用室又は管理人室の感知器が作動した場合　感知器が作動した旨及び火災の発生を確認する必要がある旨の情報又はこれに関する内容

(ﾛ) 住戸、共用室又は管理人室以外の部分の感知器が作動した場合　感知器が作動した場所及び火災の発生を確認する必要がある旨の情報又はこれに関する内容

ホ　火災警報のメッセージの内容は、火災が発生した場所、避難誘導及び火災である旨の情報又はこれに関連する内容であること。

ヘ　住戸、共用室又は管理人室以外の部分においては、感知器が作動した後、60秒以内

に火災警報を発することができる場合に限り、感知器作動警報を省略することができる。

ト　音声警報音は、サンプリング周波数８キロヘルツ以上及び再生周波数帯域３キロヘルツ以上のＡＤ―ＰＣＭ符号化方式による音声合成音又はこれと同等以上の音質を有するものであること。

⑷　音声警報を発する区域（以下「警報区域」という。）は、次に定めるところによること。

イ　感知器作動警報の警報区域は、作動した感知器が設けられた住戸等及び共用部分とすること。

ロ　火災警報の警報区域は、次の(イ)から(ハ)までに掲げる区分に従い、当該(イ)から(ハ)までに定めるところによること。

(イ)　住戸、共用室及び管理人室において火災の発生が確認された場合　当該住戸、共用室及び管理人室のほか、次のａ及びｂに掲げる区分に従い、当該ａ及びｂに定める範囲

ａ　階段室型特定共同住宅等　当該住戸、共用室及び管理人室の主たる出入口が面する階段室等（開放型階段（省令第２条第７号に規定する開放型階段をいう。以下同じ。）を除く。）のうち、６以上の階にわたらない部分を一の区域として当該区域及びその直上の区域並びに当該区域に主たる出入口が面する住戸等及びエレベーターの昇降路

ｂ　廊下型特定共同住宅等　当該住戸、共用室及び管理人室の存する階が２階以上の階に存する場合にあっては出火階及びその直上階、１階に存する場合にあっては出火階、その直上階及び地階、地階に存する場合にあっては出火階、その直上階及びその他の地階

(ロ)　倉庫等（倉庫（室の面積が４平方メートル以上のものをいう。）、機械室その他これらに類する室をいう。以下同じ。）又は共用部分（階段室等及びエレベーターの昇降路を除く。以下この(ロ)において同じ。）において火災の発生が確認された場合　当該倉庫等又は共用部分のほか、次のａ及びｂに掲げる区分に従い、当該ａ及びｂに定める範囲

ａ　階段室型特定共同住宅等　当該倉庫等又は共用部分の主たる出入口が面する階段室等（開放型階段を除く。）のうち、６以上の階にわたらない部分を１の区域として当該区域、その直上の区域並びに当該区域に主たる出入口が面する住戸等及びエレベーターの昇降路

ｂ　廊下型特定共同住宅等　当該倉庫等又は共用部分の存する階が２階以上の階に存する場合にあっては出火階及びその直上階、１階に存する場合にあっては出火階、その直上階及び地階、地階に存する場合にあっては出火階、その直上階及びその他の地階

(ハ)　階段室等において火災の発生が確認された場合　次のａ及びｂに掲げる区分に従い、当該ａ及びｂに定める範囲

a　階段室型特定共同住宅等　当該階段室等（開放型階段を除く。）、当該階段室等に主たる出入口が面する住戸等及び共用部分（エレベーターの昇降路を除く。以下この(ﾊ)において同じ。）

b　廊下型特定共同住宅等　共用部分

(ﾆ)　エレベーターの昇降路において火災の発生が確認された場合　次のａ及びｂに掲げる区分に従い、当該ａ及びｂに定める範囲

a　階段室型特定共同住宅等　一の階段室等に主たる出入口が面する住戸等又は共用部分及び当該階段室等（開放型階段を除く。）のうち、６以上の階にわたらない部分を一の警報区域としてエレベーターが停止する最上階の警報区域に存する階段室並びに当該警報区域内の住戸等及び共用部分

b　廊下型特定共同住宅等　エレベーターが停止する最上階に存する住戸等及び共用部分

⑸　音声警報は、次に定めるところによること。

イ　音声警報の構成は、次に定めるところによること。

(ｲ)　感知器作動警報は、感知器が作動した旨の信号を受信してから火災警報が発せられるまで又は当該感知器作動警報の停止操作がされるまでの間、第１シグナル、感知器作動警報のメッセージ、１秒間の無音状態の順に連続する警報を１単位として、これを連続して繰り返すものであること。

(ﾛ)　火災警報は、第１シグナル、火災警報のメッセージ、１秒間の無音状態、第１シグナル、火災警報のメッセージ、１秒間の無音状態、第２シグナルの順に連続する警報を１単位として、これを10分間以上連続して繰り返すものであること。

ロ　音声警報の機能は、次に定めるところによること。

(ｲ)　感知器が作動した旨の信号を受信した場合に、自動的に感知器作動警報を行うこと。

(ﾛ)　感知器が作動した旨の信号を受信した後感知器作動警報を停止させずに２分以上５分以下の範囲で任意に設定した時間が経過した場合又は火災信号を受信した場合は、自動的に火災警報を行うこと。

⑹　住戸の外部から、自動試験機能（中継器規格省令第２条第12号に規定する自動試験機能をいう。）又は遠隔試験機能を用いて住戸に設置されている共同住宅用受信機及び自動試験機能等対応型感知器並びに住戸の外部に設置されている戸外表示器の機能の異常を確認する場合には、当該住戸の音声警報装置が音声警報（戸外表示器の警報を除く。）を発しない措置を講じることができるものであること。

10　戸外表示器は、次に定めるところによること。

⑴　戸外表示器は、次のイからハまでに適合する場所に設けること。

イ　住戸、共用室及び管理人室の主たる出入口の外部であって、作動表示灯が当該住戸、共用室及び管理人室が面する共用部分から容易に確認できる場所

ロ　点検に便利な場所

ハ　雨水のかかるおそれの少ない場所

⑵　⑴に定めるもののほか、戸外表示器は、消防庁長官が定める基準に適合するものであること。

11　規則第24条第９号の規定は、共同住宅用自動火災報知設備について準用する。

附　則　（平成18年５月30日消防庁告示第18号）

この告示は、平成19年４月１日から施行する。

附　則　（平成20年12月26日消防庁告示第30号）

この告示は、平成21年４月１日から施行する。ただし、第２条及び第３条の規定は、公布の日から施行する。

附　則　（平成22年２月５日消防庁告示第２号）

この告示は、公布の日から施行する。

住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備の設置及び維持に関する技術上の基準（平成18年５月30日消防庁告示第19号）

（最終改正　平成22年２月５日　消防庁告示第２号）

第１　趣旨

この告示は、特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成17年総務省令第40号。以下「省令」という。）第３条第３項第４号へに規定する住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定めるものとする。

第２　用語の意義

この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

１　住戸用受信機　住戸用自動火災報知設備の受信機（受信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和56年自治省令第19号）第２条第７号に規定する受信機のうち、Ｐ型３級受信機又はＧＰ型３級受信機に限る。）であって、住戸等（省令第２条第２号に規定する住戸等をいう。以下同じ。）及び共用部分（省令第２条第４号に規定する共用部分をいう。以下同じ。）に設ける感知器（火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和56年自治省令第17号。以下「感知器等規格省令」という。）第２条第１号に規定する感知器をいう。以下同じ。）から発せられた火災が発生した旨の信号（以下「火災信号」という。）を受信した場合に、火災の発生を当該住戸等及び共用部分の関係者に報知するものをいう。

２　音声警報装置　感知器又は住戸用受信機から発せられた火災信号を受信し、音声又は音響により火災の発生を報知するものをいう。

３　補助音響装置　住戸等及び共用部分にいる者に対し、有効に音声警報又は音響警報を伝達するために、住戸用受信機から発せられた火災信号を受信し、補助的に音声警報又は音響警報を発する装置をいう。

４　戸外表示器　住戸等の外部において、住戸用受信機から発せられた火災信号を受信し、火災の発生を報知するものをいう。

第３　住戸用自動火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準

住戸用自動火災報知設備は、次の各号に定めるところにより設置し、及び維持するものとする。

１　省令第３条第３項第４号ロにおいてその例によることとされる省令第３条第３項第３号イただし書の警戒区域が２以上の階にわたったとしても防火安全上支障がないものとして消防庁長官が定める設置及び維持に関する技術上の基準は、次に定めるところによること。

⑴　住戸用自動火災報知設備の１の警戒区域の面積が住戸等にあっては150平方メートル以下、共用部分にあっては500平方メートル以下であり、かつ、当該警戒区域が特定共

同住宅等（省令第２条第１号に規定する特定共同住宅等をいう。）の２の階にわたる場合又は第２号⑴イ及びハの規定により煙感知器を設ける場合であること。

⑵　⑴の規定にかかわらず、階段室型特定共同住宅等（特定共同住宅等の構造類型を定める件（平成17年消防庁告示第３号。⑶において「構造類型告示」という。）第２第４号に規定する階段室型特定共同住宅等をいう。以下同じ。）にあっては、一の階段室等（省令第２条第５号に規定する階段室等をいう。以下同じ。）のうち、６以上の階にわたらない部分を一の警戒区域とすること。

⑶　廊下型特定共同住宅等（構造類型告示第２第５号に規定する廊下型特定共同住宅等をいう。以下同じ。）の階段室等にあっては、当該階段室等ごとに一の警戒区域とすること。

２　感知器は、次に定めるところによること。

⑴　次のイからチまでに掲げる場所に、当該イからチまでに定めるところにより感知器を設けること。

イ　階段及び傾斜路　煙感知器

ロ　廊下及び通路　差動式及び補償式スポット型感知器のうち１種若しくは２種、定温式スポット型感知器のうち特種（公称作動温度60度又は65度のものに限る。以下ヘ及びトにおいて同じ。）又は煙感知器

ハ　エレベーターの昇降路、リネンシュート、パイプダクトその他これらに類するもの　煙感知器

ニ　感知器を設置する区域の天井等（天井の室内に面する部分又は上階の床若しくは屋根の下面をいう。以下同じ。）の高さが15メートル以上20メートル未満の場所　煙感知器又は炎感知器

ホ　感知器を設置する区域の天井等の高さが20メートル以上の場所　炎感知器

ヘ　住戸　自動試験機能等対応型感知器（感知器等規格省令第２条第19号の３に規定する自動試験機能等対応型感知器をいう。以下同じ。）であって、差動式及び補償式スポット型感知器のうち１種若しくは２種、定温式スポット型感知器のうち特種又は煙感知器のうち１種、２種若しくは３種

ト　共用室（省令第２条第３号に規定する共用室をいう。）及び管理人室　差動式及び補償式スポット型感知器のうち１種若しくは２種、定温式スポット型感知器のうち特種又は煙感知器のうち1種、２種若しくは３種

チ　イからトまでに掲げる場所以外の場所　その使用場所に適応する感知器

⑵　感知器の設置は、次に定めるところによること。

イ　熱感知器は、共用部分の廊下及び通路にあっては、歩行距離15メートルにつき１個以上の個数を、火災を有効に感知するように設けること。

ロ　煙感知器は、共用部分の廊下及び通路にあっては歩行距離30メートル（３種の感知器にあっては20メートル）につき１個以上の個数を、階段及び傾斜路にあっては６以上の階にわたらない部分ごとに１個以上の個数を、火災を有効に感知するように設け

ること。

⑶　感知器は、住戸用受信機に接続すること。

3　中継器は、消防法施行規則（昭和36年自治省令第６号。以下「規則」という。）第23条第９項の規定の例によるほか、その付近に当該中継器の操作上支障となる障害物がないように維持すること。この場合において、遠隔試験機能（中継器に係る技術上の規格を定める省令（昭和56年自治省令第18号。以下「中継器規格省令」という。）第２条第13号に規定する遠隔試験機能をいう。）を有する中継器のうち、中継器規格省令第３条の３第３項第１号に規定する外部試験器を接続するものにあっては、住戸の外部であって容易に接続することができる場所に設けること。

4　配線は、規則第24条第１号（チを除く。）及び第５号の２ハの規定の例によるほか、次に定めるところによること。

⑴　電源から住戸用受信機（監視状態を60分間継続した後、10分間以上作動することができる容量の予備電源を有する場合を除く。）までの配線並びに住戸用受信機から戸外表示器、音声警報装置（住戸用受信機の音声警報装置を除く。）及び補助音響装置までの配線は、規則第12条第１項第５号の規定の例によること。

⑵　住戸等に設ける感知器及び音声警報装置の信号回路の配線（戸外表示器と共用する配線を除く。）は、当該住戸等の外部から容易に導通を確認することができるように措置が講じられていること。

5　住戸用受信機は、規則第24条第２号（イ及びロに限る。）及び第６号並びに第24条の２第１号（ハ及びニを除く。）及び第４号の規定の例によるほか、次に定めるところによること。

⑴　住戸等及び共用部分に設けること。

⑵　住戸等及び共用部分で床面積が150平方メートルを超えるものに設けないこと。

⑶　住戸等に設けられた住戸用受信機にあっては、感知器から発せられた火災信号を受信した場合に、当該信号を戸外表示器に発信する機能を有すること。

⑷　警報を停止できる機能を設けることができること。

6　電源は、規則第24条第３号の規定の例によること。ただし、住戸等に設ける住戸用受信機の電源にあっては、住戸等ごとに交流低圧屋内幹線から専用の分岐開閉器を介してとること。

7　音声警報装置（補助音響装置の音声警報装置を含む。以下⑴、⑶及び⑹において同じ。）は、次に定めるところによること。

⑴　音声警報装置の音圧は、音声警報装置から１メートル離れた位置で70デシベル以上であること。

⑵　音声警報装置は、住戸等及び共用部分に、かつ、有効に火災の発生を報知できるように設けること。ただし、有効に音声警報又は音響警報が伝わらないおそれのある部分については、当該部分に音声警報又は音響警報を有効に伝達することができるように補助音響装置を設けることとする。

⑶　音声警報装置の音声警報音は、次に定めるところによること。

イ　音声警報音はシグナル及びメッセージにより構成するものであること。

ロ　シグナルは、非常警報設備の基準（昭和48年消防庁告示第６号）第４第３号⑵に定めるところによること。

ハ　メッセージは、男声によるものとし、火災が発生した場所、避難誘導及び火災である旨の情報又はこれに関する内容であること。

ニ　音声警報音は、サンプリング周波数８キロヘルツ以上及び再生周波数帯域３キロヘルツ以上のＡＤ―ＰＣＭ符号化方式による音声合成音又はこれと同等以上の音質を有するものであること。

⑷　音声警報を発する区域は、次のイ及びロに掲げる区分に従い、当該イ及びロに定めるところによること。

イ　住戸等において火災の発生が確認された場合　当該住戸等に設置された感知器から発せられた火災信号を受信した住戸用受信機の警戒区域及び当該住戸等に面する共用部分

ロ　共用部分において火災の発生が確認された場合　当該共用部分に設置された感知器から発せられた火災信号を受信した住戸用受信機の警戒区域

⑸　音声警報は、次に定めるところによること。

イ　音声警報の構成は、第１シグナル、メッセージ、１秒間の無音状態、第１シグナル、メッセージ、１秒間の無音状態、第２シグナルの順に連続する警報を一単位として、これを10分間以上連続して繰り返すものであること。

ロ　火災信号を受信した場合に、自動的に音声警報を行うこと。

⑹　住戸の外部から、自動試験機能（中継器規格省令第２条第12号に規定する自動試験機能をいう。）又は遠隔試験機能を用いて住戸に設置されている住戸用受信機及び自動試験機能等対応型感知器並びに住戸の外部に設置されている戸外表示器の機能の異常を確認する場合には、当該住戸の音声警報装置が音声警報（戸外表示器の警報を除く。）を発しない措置を講じることができるものであること。

8　音響警報を用いる住戸用自動火災報知設備にあっては、前号（⑴、⑶イ及びハ並びに⑸イを除く。）及び第４第１号⑴に定めるところによるほか、感知器から発せられた火災信号を受信した場合に住戸用受信機から火災が発生した旨の音響警報を発するものであること。

9　戸外表示器は、次に定めるところによること。

⑴　戸外表示器は、次のイからハまでに適合する場所に設けること。

イ　住戸、共用室及び管理人室の主たる出入口の外部であって、作動表示灯（戸外表示器に設けられ、当該戸外表示器が設置された住戸、共用室及び管理人室の感知器が作動した旨を表示する表示灯をいう。）が当該住戸、共用室及び管理人室が面する共用部分かち容易に確認できる場所

ロ　点検に便利な場所

ハ　雨水のかかるおそれの少ない場所

⑵　⑴に定めるもののほか、戸外表示器は、消防庁長官が定める基準に適合するものであること。

第４　共同住宅用非常警報設備の設置及び維持に関する技術上の基準

共同住宅用非常警報設備は、次の各号に定めるところにより設置し、及び維持するものとする。

１　音響装置は、非常ベル又は自動式サイレンの音響装置とし、次に定めるところによること。

⑴　音圧は、音響装置の中心から１メートル離れた位置で90デシベル以上であること。

⑵　１の起動装置の操作によって、当該特定共同住宅等に設ける音響装置を一斉に鳴動させることができること。

⑶　廊下型特定共同住宅等にあっては、廊下の各部分から１の音響装置までの水平距離が25メートル以下となるように設けること。

⑷　階段室型特定共同住宅等にあっては、１階及び当該階から上方に数えた階数３以内ごとに設けること。

２　起動装置は、規則第25条の２第２項第２号の２（イを除く。）の規定によるほか、各階ごとに、階段付近に設けること。ただし、階段室型特定共同住宅等にあっては、１階及び当該階から上方に数えた階数３以内ごとに設けることができる。

３　操作部（起動装置と連動し、又は手動により警報を発するものをいう。）は、次に定めるところによること。

⑴　点検に便利で、かつ、雨水等のかかるおそれの少ない場所に設けること。

⑵　１回線に接続することができる音響装置及び表示灯の個数は、それぞれ15以下とすること。

４　配線は、規則第25条の２第２項第４号の規定の例によること。

５　非常電源は、規則第25条の２第２項第５号の規定の例によること。

附　則　（平成18年５月30日消防庁告示第19号）

この告示は、平成19年４月１日から施行する。

附　則　（平成20年12月26日消防庁告示第30号）

この告示は、平成20年４月１日から施行する。ただし、第２条及び第３条の規定は、公布の日から施行する。

附　則　（平成22年２月５日消防庁告示第２号）

この告示は、公布の日から施行する。

戸外表示器の基準（平成18年５月30日消防庁告示第20号）

第１　趣旨

この告示は、共同住宅用自動火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準（平成18年消防庁告示第18号。第２第11号において「共同住宅用自動火災報知設備告示」という。）第３第10号⑵及び住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備の設置及び維持に関する技術上の基準（平成18年消防庁告示第19号。第２第11号において「住戸用自動火災報知設備等告示」という。）第３第９号⑵に規定する戸外表示器の基準を定めるものとする。

第２　構造及び機能

戸外表示器の構造及び機能は、次の各号に定めるところによる。

１　確実に作動し、かつ、取扱い、保守点検及び附属部品の取替えが容易にできること。

２　耐久性を有すること。

３　水滴が浸入しにくいこと。

４　ほこり又は湿気により機能に異常を生じないこと。

５　腐食により機能に異常を生ずるおそれのある部分には、防食のための措置を護ずること。

６　不燃性又は難燃性の外箱で覆うこと。

７　配線は、十分な電流容量を有し、かつ、接続が的確であること。

８　部品は、機能に異常が生じないように、的確に、かつ、容易に緩まないように取り付けること。

９　充電部は、外部から容易に人が触れないように、十分に保護すること。

10　定格電圧は、60ボルト以下であること。ただし、附属装置にあっては、この限りでない。

11　共同住宅用受信機（共同住宅用自動火災報知設備告示第２第１号に規定する共同住宅用受信機をいう。以下同じ。）又は住戸用受信機（住戸用自動火災報知設備等告示第２第１号に規定する住戸用受信機をいう。以下同じ。）から発せられた火災が発生した旨の信号を受信したときに遅滞なく警報を発すること。

12　音声警報装置の音圧は、当該音声警報装置から１メートル離れた位置で70デシベル以上であること。

13　作動表示灯（戸外表示器に設けられ、当該戸外表示器が設置された住戸等（特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成17年総務省令第40号）第２条第２号に規定する住戸等をいう。）の感知器（火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和56年自治省令第17号）第２条第１号に規定する感知器をいう。）が作動した旨を表示する表示灯をいう。以下同じ。）は、共同住宅用受信機又は住戸用受信機から発せられた火災が発生した旨の信号を受信した場合に直ちに赤色の灯火を点滅させること。

14　作動表示灯は、周囲の明るさが300ルクスの状態において、前方３メートル離れた地点で点滅していることが明確に識別することができること。

15　共同住宅用受信機又は住戸用受信機が通電状態にあることを容易に確認できる通電表示

灯を有すること。

16　周囲の温度が零下10度以上50度以下の場合、機能に異常を生じないものであること。

17　通電状態において、温度40度で相対湿度85パーセントの空気中に１時間放置した場合、機能に異常を生じないものであること。

18　充電部と非充電部との間の絶縁抵抗は、直流500ボルトの絶縁抵抗計で測定した値が５メガオーム以上であること。

19　充電部と非充電部との間の絶縁耐力は、50ヘルツ又は60ヘルツの正弦波に近い実効電圧500ボルト（定格電圧が60ボルトを超え150ボルト以下のものにあっては1,000ボルト、定格電圧が150ボルトを超えるものにあっては定格電圧に２を乗じて得た値に1,000ボルトを加えた値）の交流電圧を加えた場合、１分間これに耐えること。

第３　附属装置

戸外表示器には、その機能に有害な影響を及ぼすおそれのある附属装置を設けてはならないこと。

第４　表示

戸外表示器には、次の各号に掲げる事項を見やすい箇所に容易に消えないように表示するものとする。

１　型式番号

２　製造年月

３　製造者名又は商標

附　則

この告示は、平成19年４月１日から施行する。